

(第二部)

第一回 参議院治安及び地方制度委員会會議録第十八号

公聴會

昭和二十二年十一月二十六日(水曜日)
午前十時二十九分開會

○警察法案

本日の會議に付した事件

○委員長(吉川末次郎君) これより地
安及び地方制度委員会の公聴會を開會
いたします。開會に先立ちまして一言
本委員会公聴會開會の経緯について申
上げたいと存じます。御承知の通り新
憲法の下におきましては、國會法の第
五十一條によりまして、委員會は一般
的關心及び目的を持つておりまするこ
ころの重要な案件につきましては公
聴會を開きまして、國民の持つておる
ところのいろいろの意見をば直接我々
の委員會に述べて頂きまして、そうし
てこれを國會の議決に反映いたしま
して、そうして國會の議決をば民主的
且つ公正なものとするとすることがそ
の趣旨とせられるところでございます
す。我が参議院の治安及び地方制度委
員會におきましては、目下政府が提出
いたしておりますところの警察法案
の豫備審査中であるのでございます。
この法律案は我が國警察制度の根本的
な變革を目的といたしますところの
畫期的な立法でございます。公安維
持の上からいたしましても水通玄にお
ける日本の警察制度の持つておりまし
たいろ／＼な特殊な性格をば是正す
るという見地からいたしましても、極
めて重要なところの法律案でござい
ます。さればこの法案が日本の民主的

な政治を實現するというところのための
基本的な要件をなすものであつて、こ
れをここに決定するものであると申し
まして、決して過言ではないかとも
思われるのでございます。この意味か
らいたしまして、この公聴會を本日
ここに開きましたような所以でござい
ます。どうぞ公述人の方々は右のよう
な趣旨を體せられまして、自由なるこ
ころの御意見の御發表をお願い申し
たいと存じますのであります。

本日ここにお集りを願ひました方々
は、東京都知事安井誠一郎君外九名の
各界代表の方々、或いは警察行政につ
いての特殊の學識経験を有していら
れるところの方々、それと相並びまし
て一般新聞廣告を通じて應募せられ
た多数の方々の中から、特に本委員會
におきまして選抜いたしました六名の
方々に、その御意見の御開陳を願ひ
たいと存じますのであります。そうし
て我々はこの公述人の方々の御意見
をば我々委員會も参考にいいたしたい
と考へておるような次第であります。初
め公述人の方々は二十分間の時間内に
おいて御意見の御開陳を願ひたいと
考へておるものであります。その人数
の多い點、時間の關係上これをば十五
分間に短縮して頂きまして、その時間
内にできるだけ御意見のお開陳を願
ひたいと存じます。一言開會に先立ち
まして御挨拶を願ひたいと存じます。

これから私が順次公述して頂きます
方々を御指名いたしますから、ここに
おいでを願ひまして、どうぞその御
意見の御開陳を願ひたいと存じます。
各界代表の一人といたしまして、名古
屋市の助役である木村清司君を指名
いたします。

○公述人(木村清司君) この警察法案
を讀みましての私の感じを率直に申上
げたいと存じます。
第一に本警察法案において、根本的
に多少疑問を持つてゐる點は、自治警
察と國家地方警察に分けてあるのであ
りますが、この分け方について疑問が
あると思つております。地方分権及
び地方分權の思想を徹底いたしますな
らば、全部を自治警察にいたしまし
て、而してその財源を、それに相應す
る財源を、分與税その他の方法によつ
て與へることは決して至難のことにな
り、と存じますのであります。又警備の
面から申しますれば、民主的に警察事
務の一部事務組合を自主的に作ること
を從應いたしますならば、その缺點も
防ぎ得ると存じますのであります。
この制度によりましてと、比較
的警察事故の少い、人口の稀薄な田舎
において整備された警察制度と、並び
に大都市はその財力及び人的機構から
見まして、相當の警察制度を備えて
おるのであります。肝腎の狹まれた
小都市においては、却つて非常に薄弱
なる警察制度が得られるのではないか
と考へておるものであります。これ
を全體的に見て、我が國の治安保持の
立場から見まして、決して喜ぶべきこ
とでないと思つております。

人口五千程度と申しますと、警察官
の定員は恐らく十名以内だらうと思
うのであります。この十名以内程度の
警察官を以てしては、到底立派な有爲
な士を採用することは困難であらうか
と思つております。そういう根本的
な觀念からいたしまして、いささか疑
問があるものであります。
又そういう意味の疑問はさて置きま
して、この法律案においては、この警察
官の一部事務組合を認めておらないよ
うであります。これはこの警察の一部
事務組合が地方の必要に應じまして、
民主的に自主的に行われるということ
になりますならば、警察制度の運用自
身は、これは新しい思想により公安
委員會制度によつて運用せられるとい
うことは必要であらうと存じます。け
れども、警察機構そのものを壊すとい
ふことは必ずしも必要でない。又無用
な留置所とかその他の設備を新らしく
設けるといふ必要もなくなるのであり
ますから、現在の警察單位程度にと
して、現在の警察事務組合を作つて、現
在の警察機構そのものを相當活用いた
しまして、正しき運営を民主的にに行
うという方向を持つて行くことが理想的
であらうと思つておる次第で
あります。この點については強ち法
案は否定しておらんやうであります。
この附則の現に存するものだけを認
めることから見ますと、逆解釋から
見ますと認めておらないように見える
ことが、遺憾に存しておるのでありま
す。

それから第二の最も重要な公安委
員の選任についてであります。この
公安委員の資格について、官公廳にお
ける職制の公務員の資格の經歷にある
者を排除しております。その趣旨は根
本的な考へ方としては、現在の段階に
おいて正しいと思ひますが、いやはや
職業的公務員の範圍は極めて不明確
であるのであります。この點を明瞭
にいたさなければならぬと思ひます。
例えば、國家公務員法における一般職
のみを指して特別職は指さないの
であらうかとか、備人、雇員というよ
うなものについても疑問があると思
ふのであります。又この學校の教官等
が一齊に公務員として排除せられるこ
とは、特に田舎の小都市において適當
な公安委員を得る點から見まして、行
き過ぎではなからうかと考へられる
のであります。又官公廳におきまして
も、純然たる研究所の研究員である
というような者は、必ずしもその職業的
公務員の中に包含せしめることは必要
でないと思へるのであります。

次にこの警察制度は、國家地方警察
は國庫の負擔とし、地方自治體の負擔
とするにとりよると定めてあります
が、附則において漸次的に現行の制度
によると定められておりますが、こ
れは速かに税制を確立して、本來の本
則に戻ることが必要であらうと思つて
おります。これは即ち自治體警察を
のものの運營から見まして、府縣に大
大的に束縛されることは決して自治體

警察を活用する、發揮する所似でないと思ふのであります。

最後に、國家地方警察の管區の決め方が六つに分けられておるのでありますが、これは他の公選人からもお話をあると思ひますが、檢察廳その他の官公署との連絡から見まして、これは最小限度、東海地方或いは北陸地方、四國地方等を獨立せしめることが必要であらうと存する次第であります。

以上極めて簡單でありまするが、私のこれを見ました率直なる意見を申し上げた次第であります。

○委員長(吉川末次郎君) 次は各界代表者の一員といたしまして、東京辯護士會の會長、戸倉嘉市君を指名します。

○公選人(戸倉嘉市君) 極めて率直に申し上げます。新憲法下において警察制度が民主化をされなければならないというところは、もう官民共に痛感しておつたところであります。官民共に唱えておつた。そのために昨年末以來、内務省においては警察制度の審議會を開かれました。その際にもやはり現在の警察機構といふものをどうしたらよいかということとは非常に論議せられまして、その論議の中には、現在の警察制度即ち國家警察制度を本體はそのままにして、その事務の範圍を縮小して、そしてその運営において大いに考慮した方が却つて警察機構の強化になりはしないかという議論の方が相當多かつた。固より自治體警察にそれを委譲すべしという議論もありましたけれども、現在の民衆においてはその方がよくはないかというのであります。私共はむしろ警察法案ができました場合に於いては、その條に關つたものが

できるだらうということを考へておつたのであります。今回この法案を見まして、それが殆んど百八十度の轉回をしておるので、やはり成るほどそのういふふうになつたのが、然らばこの法案をどうして運営したらよいかというところが考へられる問題である。警察の民主化といふことの狙いがどこにあるかといふのは、やはりこれは第一條にありまする通りに、第一條に個人の生命、財産或いは權利といふことが書いてある。その次に公安を維持するといふことである。これはやはり國民の基本的人權といふものを大いに重んじられておる。即ちいわゆる警察の民主化といふことが第一點に置かれてあつて、いわば公安を維持して、然る後に財産を保全するといふような考へ、いわゆる昔の國家警察のような考へ方を一掃して、自治體警察のいわゆる民主警察に變つた。これが本當に宣言せられたものが第一條である。この條に關つて私はこの法案ができたものと思ひます。然らばこの法案に盛られておる制度において、果して全體の國民がこれを高くして安んじ得るものであらうか。制度は成るほど民主化はできておりました。これは自治體警察と國家警察の二本柱にして、或いはその中間のものもあるやうであるが、この制度において果してどうか。第一この制度を確立する上におきましては、この制度と關係法規、關係法令といふものを十分に検討する必要はないか。或いは關係法令の見直しを見る必要はないか。例へば警察官との關係において、現在の刑事訴訟法におきましては、檢察は直屬の巡查なり警視、警部を持つておりませんが、一定の範圍にお

いて捜査指揮權を持つておる。捜査指揮が出来るのであります。檢察は犯罪の檢察もできれば公安の維持もできる。ところが、この刑事訴訟法といふものは御承知の通り本年一杯で改正せられなければならないのであるが、この改正の見通しが一體ついておるのかどうか。刑事訴訟法の改正につきましては、大體現在の檢察官といふものは、檢察一體の原則に基きまして、檢察官以下多數の檢察官が一體となつて、いわゆる中央集權的な制度になつておるから、これをこのままにして置いて、この檢察官係に向つて捜査權を與えるといふことは、昔のやはり中央集權の弊害を再び復活するようになるかも知れません。檢察官から搜查權を無くした方がよくないかという議論が相當ある。果してそうなりました場合に、この法案にありまするところの、この法案の六十七條であります。それは一體どうなるのか。「別に法律の定めるところによる。」とあるが、別の法律がさういふ工合になつた場合に一體どうなるでしょう。檢察官と公安委員會といふものは緊密なる連絡を取るだけであつて、指揮もできないれば命令もできない。お互いの所見の違つた場合はどうか。これも考へて見なければならぬと思ひます。さういふ見通しもつけて置かなければ、さういふ法案はできないものである。

第二に、一體現在の國民全體の意識が、國民の側においてこの制度を受入れるだけの豫備知識なり、豫備訓練なり、それだけの認識があるかどうか。とにかく警察といへばこわいものである。御無理御尤もな所で、減多に觸れないこわい所である。觸らん神に祟るをなくした方がよいという、まだ悲しむべき國民の民度であると思ふ。それは少數の者は警察を認識しておるが、本當に民衆が警察を、人民のための警察制度であるといふことを國民全體が認識した場合において、初めてこの制度が運用できるものであります。さういふお話のように、公安委員會の任命においても、本部長官の任命においても、自治體警察長の任命においても、民主警察といふものに關する認識が皆に十分徹底していなければならぬ。この法案は成立した場合に九十日以内に實施しなければならぬ。私はその短期間において果して國民全體に新らしい警察制度といふものを認識させることができるかどうか。

又第三には、やはり附則に書いてあります。第七條が第八條に、現在の警察陣營の者をそのまま新らしい警察制度のものに持つて行くやうになつておる。これ果してよいのであるか。私はさういふやうな規則の裏面に潜んでおるのは何が潜んでおるかといふと、制度はさういふ工合に作つてやつたから、その制度を運営するのは誰でもよいのだという考へでないかと思ふ。即ち制度偏重の考へがそこに潜んでおるはしないかと思ふ。假りにこの制度が民主警察の制度であつても、これを運営する者が現在の警察陣營の者であつては、そのまゝの人であつてはいけぬ。少くとも警察陣營の者が全部頭の切替へをした後でなければならぬと思ふ。やはり現在の國家警察の發達の過程を見ましても、發達の當時からの歴史を見ましても、政府の當時からの歴史を見ましても、政府の分の政策を實行するの都合の好いよ

うな官僚警察になつておる。従つてその機構におつたところの警察陣營の人々も、やはり大の蟲を動かすためには小の蟲を殺さなくてはならない。國家公安を維持するためには多少の人權蹂躪も止むを得ないやないかと、私は善意に解釋してさう思ふ。從來行はれたところの人權蹂躪といふものを惡意に解釋せずして善意に解釋しても、公安のために多少の人權蹂躪はしようがないやないかといふやうな意味においてあつたのが傳統的的精神であつて、それがその民主警察とは大いに反するものである。個人の基本的人權を尊重するといふことを第一義にするところの民主警察の精神とは、私はこれは正反對であると思ふ。でありまするから、やはり現在の警察陣營の者を全部頭を切替へた後でなければ、この法案が法律となつて運用するにはまだ早いと思ふ。或いは政府その他の關係者は、すでに昨年来中央警察學校を作つて、これにおいて新らしい民主警察を訓練しておる。これから出た者がすでに二、三百人になつておるから、これを全國にばら撒いたならば、相當に民主化されるじやないか、さういふやうな極く淡い考へがあるかもしれない。併しなから、この法案になりますれば、警察隊は三萬人、自治體警察は九萬五千人、これに對して僅かに二、三百人の人間で一體何が出来るか。これは餘程考慮すべき問題であります。況んや更に公安委員會の問題におきましても、公安委員會にそれ程の力、この法案にあるやうな力があり、同時に府縣知事、市町村長に公安委員會を任命する權限がある場合に我々は彼らを選挙した場合に、さういふ強い權限が與えられると

私共はむしろ警察法案ができた場
合においては、その線に副つたもの
の形勢に即しては、その線に副つたもの
直属の巡査なり警視、警部を持つてお
りませうけれども、一定の範囲にお
ける、御無理御尤もな所、減少に觸れ
ないこわい所である。觸らん神に祟り
たい。

いうことをまだ知らなかつた。本當に
知事の選挙、市町村長の選挙は、この
強い権限が與えられるものである
といふことを知つたならば、やはりこ
れも考えなくやならない。そういう
意味から考えますのです。これはや
はりそういう意味の國民的訓練をした
後において初めてこの立派なる制度と
いふものが華を咲かす。であります
から、少くとも關係法令の見通しを十
分につけて、又警察陣營の者の頭
の切替えをせずして、この法案を實施
した場合には、警察力の弱體化とい
ふのはこれは必至であります。私はそ
れを確信しております。又これと反對
に一定の時期を待つて關係法令の見通
しもつければ、國民全體に新しい警
察制度の在り方を知らしてやる、十分
徹底してやつて、同時に、この警察
事務に携わる者の頭が變つた場合にこ
れを實施するならば、本當の前途に期
待せられておられる目的が達成せ
られるものであつて、そういう際には
私はこれは大賛成である。

誠に簡單でありましたが、所見を述
べた次第であります。
○委員長(吉川末次郎君) 次は各界代
表の一人であります東京大學の教授、
田中二郎君を指名します。
○公述人(田中二郎君) 私の考えま
すところを、ごく簡単に申し上げたい
と思ひます。從來の官僚的な、中央集
權的な警察制度、それを新憲法の精神に
従つて、民主的な地方分權的な警察に
切替へるといふこと、又從來警察に委
託されておりました廣汎な事務の範圍を
整理して、本來の警察に關する事務だ
けをこれに擔當せしめるといふこと、
これは極めて當然の改革であらうと考
えます。即ち人民の公僕としての警
察、いわゆる民主警察を確立し、又警
察の目的と任務を明確に規定しました
ことは極めて當然の行き方であらうと考
えます。

その實現の具體的方法といつたしま
して、すでに御承知の通り、第一には
國家地方警察と自治體警察と區別いた
しまして、ただ必要に應じて相互の連
絡調整を圖り、又國家非常事態に對し
ては、首相の命令權を認めるというこ
とにし、第二には、警察組織の民主化
を圖るといふ見地から、委員會制度を
採用いたしまして、國家公安委員會、
都道府縣公安委員會、市町村公安委員
會という構想を取りまして、この根本
の方針は、民主國家の一般の原則に則
つたものといつたしまして、從來の警察
制度に慣らされて參りました者からい
たしますと、甚だ親しみにくい制度で
はありますが、一般的な方向としては
是認されるのではないかと、こう考
えます。ただ現在の日本の政治的、經濟
的、社會的地盤から申しまして、こ
に示されておりますような形において
の制度を果して理想通り、或いは警察
法の豫想しておりますような内容にお
いて實現できるかどうかといふ點につ
いては多少の危懼の餘地がないではな
い、こう考えます。その意味で問題に
なります若干の點を拾つて申し上げて
たいと思ひます。

先ず第一の國家地方警察と自治體警
察とを區別するといふ問題であります
が、この警察法案の考へております人
口五千以上の市町村に自治體警察を持
たしめるといふ點につきましては、そ
れが果して警察本來の使命を十分に達
成し得るものであるかどうかといふ點
について甚だ危懼を抱かざるを得ない
のです。差し當つて財政的な點につき
ましては、國家がこれを負擔するとい
う建前になつておるようでありま
す。眞の地方の實情に應ずる警察制度
を確立するといふためには、國の財政
負擔を以てしては本來の目的を達成す
ることができないといふ意味でそこに
危懼の念を抱かれます。併しもつと根
本的には、警察本來の使命を十分に達
成するだけの適當な人材をそこに設け
ることができるといふこと、立派な警
官を、即ち民主警察の精神に合する適
當な警察官をその地位に安んぜしめる
だけの基礎が今日設けられておるかど
うかといふ點に危懼の念が抱かれま
す。殊にいろ／＼と連絡の措置も講ぜ
られて、又國家非常事態に對しては首
相の統制權といふものも認められては
おりますけれども、それが果してばら
ばらになつた自治體警察において十分
に果し得られるかどうかといふ點につ
いては、尙一層の危懼の念が抱かれざ
るを得ないであります。この意味か
ら申しまして、國家地方警察の外に自
治體警察を設けるといたしますれば、
これを大都市に限るか、少くとも人口
三萬なり人口三萬以上の比較的大きな
市に限つてこれを設けるといふこと
が、少くとも現在並びに近い將來の實
狀からいって妥當ではないか、こう考
えるのであります。又その連絡の方法
についてもいろ／＼規定はされてお
りますけれども、果してこゝろの形と眞
に豫想されるような事態に對處できる
確信が持てるか。この點については素
人ながら少くも疑問を抱かざるを得
ないと、こう考へるのであります。

次に第二の問題といたしまして、公
安委員會の制度が各段階において設け
られております。これは各方面における
委員會と同様の趣意に基いたものと
して、新しい民主國家における一つの
行き方であらうとは考へます。併し問
題が警察といふ問題であります。だけ
に、この公安委員會の構成なり又その
活動につきましては、一面政治的なガ
ス、殊に地方の警察關係につきまして
は政治的なガスの支配する危険性が多
分にあるといふことを注意しなければ
ならないと考へるのです。要するに警
察の民主化といふことは必要でありま
すけれども、同時に警察本來の使命を
十分に達成せしめるための保障、先程
もお話になりましたが、國民が安んじ
てその日の生活を全うすることができ
るような基礎を確立するといふことに
根本の問題があるかと考へるのであり
まして、この警察法案の豫想してあり
ます警察制度を以て果して十分にその
安心感を得られるかどうか、といふ點
については、相當多くの疑問がある
といふことを申し上げたいと考へるの
です。

結局この制度自体にも今申しました
ような問題があるのであります。そ
の局に當る人々の反省と自覺とが必要
であると同時に、民主警察本來の基礎
であります人民全體の警察に對する自
覺と反省といふものが當然に前提にな
らなければならぬ。そういう意味か
ら申しまして、今日の一般の教養の
程度、或いは警察に對する物の考え方
といふものを基礎として、この制度が
果して我々の考へる通りに理想的に實
現できるかどうか。非常に懸念せざる
を得ないのであります。

尙この法律案の規定の形式、或いは
個々の條文の規定の仕方等につきま
してはいろ／＼疑問とすべき點がある
のであります。事細目に互ひますの
で、これは別の機会に譲りまして、一
應私の考えます根本の點だけを申し上げ
て終ることにいたしたいと思います。

○委員長(吉川末次郎君) 次は一般
に應募せられた公述人の一人であ
ります三田村四郎君を指名します。三
田村君の職業は經濟復興會議の職員で
あります。尙この際委員の方に申し上げ
て置きますが、實は公述人の公述が
終りました後ですることになつており
ますから、公述人の方もどうぞそのお
つもりでお残りをお願いしたいと思います。

○公述人(三田村四郎君) 警察制度が
民主化されるといふことは、我々今ま
での中央集權的な又軍國主義的な警察
のために非常に苦んできた者に取りま
しては大變喜ぶべきことであり、それ
を急願しておつたことなのであります。
併しこの民主化は警察權力の、警察
の機能の弱體化になつてはならんと思
うのであります。現在行われております
る民主的な基礎の上に日本を再建する
といふ仕事は、大體法制上では非常に
ラヂカルに實行されておるのでありま
すけれども、その實體は少しも變つ
ておらずであります。あらゆる點に
おいて法制の方だけが民主化が整いま
して、そしてその内容がさつぱり
民主化されず舊態依然たる状態にある
のであります。そういうときに、この
形の上で民主化されたところの警
察法が實行された場合に、凡そ民
主化と反對の事實が現われることなき
やを憂うるのであります。で、そうい
うことになつてはならんと思ふので

に警察制度によつて今まで人權を蹂躪され、且つその人權擁護のために戦つて來たところの人は是非加える必要があるといふことであります。

それから同時にこの警察制度の制度だけは良くなりましたも、依然として日本の今までの警察のように、人の力だけに頼つて行く、人間の勢力だけに頼つて、そうして警察の目的を擧げようとするこの傾向を改めまして、そうして機械と科學を十分警察の活動の中に採り入れるといふことを考えません

ならば、依然として低級な安い人間を
こき使つて、そして警察目的を達し
ようとする在來の風が改まらないとい
うことを考えるのであります。この點
も一つ考へて行かなければならん。
全體として私は、今日國民の生活が
不安定であります。生活が經濟的に安
定しませんが、そこに民主主義の
制度というものは、どのようなもので
も發達しないと思ひます。ですから經
濟上の安定ということと考へ合せて、
いろいろな制度の改革を考へて行かな
ければならない。若し今日直ちにこの
警察法が實行されるということになり
ますと、以上述べましたようないろ

いる思わぬ缺陷のために、我々は新たな苦しみをしなければならぬということを豫想されるのであります。故にこのめには先程戸倉さんがおつしやいましたような條件や、私只今申しましたような監査の制度、それから人員の不良分子の淘汰というような、いろいろな條件を具備して、そうして實行されることを望む者であります。

○委員長(吉川末次郎君) 東京都知事安井誠一郎君。

○公述人(安井誠一郎君) 今まで私が

形ばかり作るのではよくない、先ずこ

つて、寄附金を集めるといふことが公
然と行われてゐる。併し今日数萬の寄

に多いのであります。こゝういふも
のを全部一掃するといふことがこゝに

であります。大學を出て来たところの
幹部諸君は非常に常識が發達してお

る必要があるといふことを考えます。
そしてその監査の制度、その中の人

安井誠一郎君。
○公述人(安井誠一郎君) 今まで私が

出席しまして戸倉さん、田中さん、三
田村さん三人からいろいろ御意見があ
つたので、根本問題については大體盡き
てゐると思ひます。従つて死んだ者の年
を数えるようなことをいふて誠に政府
に痛くようで相済まんのであります
が、かような國民全體の生活、治安と
重大なる關係を持つてゐる法案を、政
府はこゝへ出される前にもつと早くな
ぜこゝういつた、一般の公聴會を開かれ
て、この提案をされなかつたのだらう
かと思ふのです。例えば労働省がやつ
ております労働組合法でも労働法でも
基準法でも、これは事務當局が立法を
する前に、内外の意見を聴き、それぞ
れ意見を聴き、立法をしてゐるので
あります。若しこれ程國民大衆に
影響の大きい警察法といふものを立法
するに當つては、政府がこれをもつと
早く我々その他今日のお集まりのよう
な、更に大きい範圍の人に集つて貰つ
て、來るべき警察法の改正案といふも
のを御相談になつたならば、恐らくも
う少し變つた警察法になつて提案され
るやうに、政府もお考えになつたので
はなからうかといふ感じが深いのであ
ります。併しこれは済んだことで、政
府はもう國會の方に御提案になつたの
で、今更立言をいふても仕様があらま
せんが、併し幸いにもこの參議院で本
日この公聴會を開かれたといふことは、
遅れたりとも誠にいい措置だつ
たと思ひますので、以前に諸君の言わ
れたこと乃至今後言われる諸君の意見
を十分に一つ委員の各位は御参考にな
つて、この警察法の御審議を慎重にお
進め願ひたい、こゝういふことを私は特
にお願ひを申し上げたいのです。

見ますと、私も實は詳しく研究しま
せんで分りませんが、通讀をして見
ますといふと、條文の前後相當思想目
身についても、國家地方警察の思想と
自治體警察の思想と、思想自身に可
なりは矛盾があるやうな感じが
いたします。従つてこの思想を基準
にできてゐるこの條文の相互の連絡目
體にも、いろいろの矛盾があるやうな
感じがいたします。併しこゝういふやうな
大きな變革をやる場合、大きな立法を
やる場合に、可なり便宜なもの、が澤
山あるので、便宜的な理窟に合わない
もの止むを得るところが可なりあると
思ひます。これは止むを得んとは思ひ
ますが、可なりあると思ひます。従つ
てそゝういふ點をよく一つ頭に入れて、
この條文を讀んで、審議するといふこ
とが一つは必要じゃないかと思ひま
す。それを頭に入れてこれを考えま
す。國家地方警察といふものは、依
然として非常に國家的といひます。か
まゝこれは國家地方警察で行くので
からそうでありましようが、併し國家
地方警察といふながらも、できれば自
治體警察の精神で全部發足したいが、
現状が止むを得んから或る範圍にお
いて國家地方警察といふ形で行かうとい
ふことならば、物の見方も、その觀點
から國家地方警察といふものを見て行
かなければならぬと思ひます。そゝう
いふ點から考へて行きますと、例え
ばこの國家警察の方の公安委員の持
つております權限と、自治體警察の公
安委員の持つております權限、こゝ
ういふものに可なりの差があるよ
うに感ぜられます。非常にこの國家公
安委員の方においては、警察本部長官
といひますか、これが警察に關する行

政運営を、即ち人事、豫算、機構……
これを私は讀み間違つておりますれば
相済みませんので、これは御訂正を願
ひなければならぬのですが、すつと
讀んだ私の感じといたしましては、公
安委員といふものは或るほど長官が作
ります。又一般の管理運営といふ
ものの多くがありますが、素人が集つ
ておつて、管理運営といふのがどのく
らいやれるか分りませんが、要は、率
直に申しますと、公安委員といふもの
は浮くんじゃないかと思ひます。餘程
この公安委員會といふものは法律上重
要な制度であります。に拘わらず、實
際としてはこの委員會といふものが浮
くんじやないかといふ心配をいたしま
す。これらの點は十分一つ考へる必要
があると思ひます。逆に今度は自治
體の公安委員會の權限といひますか、
餘りにも詰らん。例えばこの中をす
つと讀んだ場合に、例えば東京都のよ
うなところは二十三區の自治體警察が
できましよう。その公安委員及びその警
察長といふものは、これも私の讀み方
が間違ひで、他に手續を以てお變えに
なるといふことなら別ですが、一應
は、これだけ讀みますと、二萬近い人間
を任命するに於いて、一々公安委員の
承認を経なければならぬ。全く警察長
といふものは人事の權もなし、豫算の
權もなし、何もないので、公安委員と
いふものが全部やる、これでは逆にこ
の警察長といふものが浮いてしま
う。人の任免權くらいのもは持つてお
なければ何ならぬことは、行政の實
體をやつた人は御存じの筈です。そ
ういふやうな感じがする。強いて申し
ますと、一方は國家機構、管理機構で押

し通される。一方は極端に、必要以上
に自治體的になつてゐるといふやう
な感じがいたします。併しこれは今申し
ますように、私の讀み方が間違つてお
ればお謝りしなければならぬですが、
私自身の氣持は、是非ともそゝういふ
點を考慮して、調整して行かんとい
ふ、いかんといふ感じがしますから申
上げるのであります。

それから前のことで、皆さんおつし
やつたように、私は實はこの間千葉縣
で準備のためにこれをやつておられる
といふことを聞きましたので、私の方
の事務當局を見やつて、當時の状況を
聞きやつたのであります。その時の
千葉縣のこれを實施するために集つた
町長諸君の共通の意見といふものは、
第一にはこの少數の警官を以て、又各
その町におよぶ五人、七人のこの
駐在巡査の手を以て、今日のこの混亂
した治安がよく守れるかどうかとい
うことに疑念を持ち、同時にこれを非常
に整備するといふことになれば、町村
財政がよく維持できるかどうか、こ
ういふ點において非常に疑問を持つとい
うので、相當慎重であつたといふこ
とを聞いております。で、こゝういふ點
は、もうすでに先の三君によつて共通
に述べられたことでありますから、こ
れは十分にやはり考へる必要があ
らうと思ひます。

殊に今日の警察官の素質は必ずしも
立派であると思へませんが、従つ
て今何を言つてもやらなければならぬ
ことは、警察官の素質を改善するとい
うこと、これが第一なんです、これがで
きた上においてそれ／＼それにふさわ
しい警察を作つて行くといふことでな
ければならぬので、これを抜きにして

形ばかり作るのではよくない、先ずこ
れを考へて行かなければならぬと思
ひます。それは相當の時間が掛ると思
ひます。そゝういふやうな點に全般として
考へる問題があると思ひます。

その外、これを見まして、この公安
委員といふものが一番重要な地位にな
るんですが、公安委員の人の選の問題、
候補の問題ですが、これは私さつき木
村君の話されたと同様なんです、公務
員と兼ねるとか兼ねんとかいつても、一
體公務員自身の性質がいろいろありま
しようが明瞭でないで、實際上の取
扱いに困るので、この點は一つ木村君
と意見が違ふのは、學校の先生を兼任
するといふことはやはりよくないと思
ひます。私は建前としては、こゝういふ神聖
にして中正でなければならぬものとい
うことを考へる場合に、いろいろ支障
が起きますから、これはその職務とい
うのはいかに、これは本當に専任でや
るといふ建前にせられて、上司の了解
を得れば業務もできるんだ。こゝうい
ふ種類のものは解釋で條件ができるん
だといふ條件がなくて、できるだけい
い限は嚴重に解釋をして行く方がいい
のじやないかといふ感じが、私はその
他の業務の公職について拜見した結
果、そゝういふやうに考へられます。東
京だけの特別區の問題につきまして
は、これは大體私はこの草案の行
き方、これは一つの便宜主義でありま
すが、今日の實情に即してこの行き方
を選ぶのがいいと思ひます。これは都
だけの關係であります。今私が手許に
頂いておきます條文が若干變つてお
るやうに承知をしておりますので、從
つてそれから來ます財政處置、負
擔、こゝういふ問題についてつと慎重

に考えなければならぬと思ひますが、これは委員会においても十分この點を御検討をお願いしたいと思います。この立法をしますときに特に忘れられ勝ちになるものは、基本的な財政處置というものが忘れられ勝ちになる。

このこと自體を考へまして、これの基礎になる、運営になる財政の問題、豫算の問題とか、經費の問題とか、或いは人自身の本質の問題とかいうものが忘れられて、一應形式的な立法に入つてしまつて、すつと讀むというところのままでいいやうであります。一つ掘下げて考へると、直ぐ財政で行詰まる。或いは小さい町に疎な巡査を配置することができんとか、いろ／＼の問題が起きて來ます。二十三區の場合におきまして、これを一體とする警察を作ることは、今日の場合最も適當だと思ひます。そこでそれを作り出した場合に、この警察費の問題をどういふふうにするか、負擔の關係がどういふふうになるか、こういう問題は、この中で私は條文としても一條條ぐらゐ決めて置く方がいいのじやないかといふ感じがすると思ひますが、これは事務當局と御相談したいと思ひます。

いろ／＼事務上のことはございすが、今まで根本問題が残つておりますので、この根本問題の一つ國會とされは慎重に考へて願ふことが一番大切だと思ひます。この點をお願い申し上げます。

○委員長(吉川末次郎君) 元群馬縣知事 土屋正三君。
○公述人(土屋正三君) 只今までお述べになりましたことを重複する點もございすが、一應意見を申し上げま

す。今回の警察は國家のための警察から國民のための警察に變るものでありまして、これは日本の國に取りましては非常な大轉向であります。從來國家目的のために濫用と言つても差支えない程度までに擴大せられまして警察の權限は、今度の制度によりましてその本來の分野、即ち國民の生命、身體及び財産の保護、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、公安の維持というふうなことに復歸するのでありますから、この意味で法案の第一條というものは、非常に重要な意義があると思ひます。

併しながらいかにしてこの法案第一條の立法趣旨を貫徹するかという具體的の方策は、何らこの法案に書いてない。民主化せられまして警察におきまして、職權濫用の危険は決して絶無とは申上げられませんか。否、それが地方自治の腐敗と政黨の弊害と結び付きますと國家警察の時代よりも更に一層甚だしいものがあるだらうと思ひます。この法案は大體においてアメリカの制度に倣つたように私は思ひますが、アメリカの警察に關する書物を見ても、黨派が警察に侵入することをいかにして防止するか、これに随分澤山のページを使つて書いてあるやうであります。警察内部の經驗を持つたないで、外部からの糾察だけによつて警察というものは實に勝手なことができるものだと思つておる人々が、一朝にして警察權を掌握いたしました。そこで警戒しなければならぬのは、警察權の濫用であります。殊に日本人は封建制の殘存物がまだ取きれないで申しましうか、警察に對する非難は盛んにいたしますが、警察の言ふことには不平でありながらも服従

する傾向が強いのであります。何事によらず警察をしてやらしめることが便利であると考えられております。従つて警察權濫用の危険は、アメリカにおけるよりも日本の方がすつと大であると言わねばならぬのであります。

明治憲法の下におきましては、例の憲法第八條の警察命令で警察法規が澤山できました。その大部分は議會の協賛を経た法律ではございせん。命令、それも警視廳令、或いは府縣令、地方官の勝手に制定できるものであります。そのために警察權が非常に濫用されました。新憲法では、原則として法規は國會の制定する法律に限られることとあります。又警察行政の中樞が國家公安委員會或いは都道府縣公安委員會に移りまして、一般行政の責任者である内閣各省、或いは知事の直接所管からは離れるやうでありますから、從來のような行政上の便宜のためにする警察命令の濫発による警察權の濫用の危険は少くなつたとは思ひますが、それでも新憲法の下におきましては、或いは法律の委任を受け、或いは法律の實施のために、政令その他の命令を發する必要があると思ひます。今申しましたやうな危険が絶無であるとは申上げられせん。要するに都道府縣といわず、市町村といわず、警察權が濫用せられ、法案第一條第二項の規定に違反して、同條第一項の範圍を逸脱する危険は少くないと考へられますが、これに對する防衛方法が、この法案では明らかになつておらんのであります。これを立法的に明示することが最も望ましいのであります。それが困難であるならば、例えば警察法規の制定であるとか、或いは重

要な政策の實施というものは、國家公安委員會の許可又は認可を取るといふやうな、監督方法によつて、行政的にでも警察權濫用の防止方策を講ずることが必要でないかと思ひます。

この制度は大體アメリカの制度に倣つたものと先刻申上げましたが、アメリカの警察制度は權力の地方分散、デセントラリゼーションと相互牽制、チェック・アンド・バランスとに重きを置いております。その結果能率の發揮に十分でないという缺點がないとは言へぬという批判があるやうであります。その批判は今度の法案についても同じやうなことが言えるのではないかと考へられます。近頃のはやり言葉で集中排除といふことがあるやうであります。今度の法案にもやはりこの警察力の集中排除が一つの狙いであるやうに見受けられます。地方自治の原則を推進するといふ前文があります。その見地から申しますと、生命財産の保護とか、公共の秩序の維持とか、このやうなことはできるだけ個人と社會の責任の自覺を通じて、市民各自の手で共同にやつて行くことが本旨であるとも言えましようし、又英米等におきまして警察發生の歴史を見ましても、それが事實であります。從來のやうな國家機關の手による警察權の濫用を防止する趣旨からいたしまして、警察行政における地方分權といふことに對しては、本質的に何ら反對すべきではございせん。ただ警察は地方分散しても、警察取締の對象である例えは犯罪のごときは、全國的、少くとも府縣に亘つて行われるものが、それが困難であるならば、例えは警察法規の制定であるとか、或いは重

き相互に十分連絡協力して行われるのでなければ到底目的を達することではございせん。先程戸倉さんからお話がございましたが、檢察の方面では古くから檢事一體の原則というものが確立しておるやうであります。警察におきましては同様でなければならぬと思ひますが、然るにこの法案によりまして、國家地方警察に關する限りは、少くともその行政管分けておられますが、行政管の方面ではこれは國家公安委員會から、國家地方警察本部、警察管區本部、都道府縣國家地方警察本部、警察署の一貫した系統において指揮監督が行われておるのでありますからよろしうございすが、警察の機能に關する運営管理につきましては、これは都道府縣公安委員會が獨自の見地で行うのであります。警察管區本部長及び都道府縣公安委員會は緊密な連絡を保ち、適當に協力しなうといふ規定はございすが、それだけでは全國若しくは警察管區に亘り、又は少くも數府縣に亘る一貫した指揮命令下における犯罪捜査のごときは行かないと思ひます。況んや市町村警察になりますと、又行政管に服することばかりありません。兩者の關係は單なる協力又は緊密なる連絡の範圍に止まるのでありますから、市町村警察相互間、並びに國家地方警察と市町村警察とを一貫した組織的、系統的なる警察の運営管理はあり得ないのであります。國家地方警察及び市町村警察は、犯罪の捜査については、隣接地五百メートルまでは他の警察の管内でも仕事ができる

き相互に十分連絡協力して行われるのでなければ到底目的を達することではございせん。先程戸倉さんからお話がございましたが、檢察の方面では古くから檢事一體の原則というものが確立しておるやうであります。警察におきましては同様でなければならぬと思ひますが、然るにこの法案によりまして、國家地方警察に關する限りは、少くともその行政管分けておられますが、行政管の方面ではこれは國家公安委員會から、國家地方警察本部、警察管區本部、都道府縣國家地方警察本部、警察署の一貫した系統において指揮監督が行われておるのでありますからよろしうございすが、警察の機能に關する運営管理につきましては、これは都道府縣公安委員會が獨自の見地で行うのであります。警察管區本部長及び都道府縣公安委員會は緊密な連絡を保ち、適當に協力しなうといふ規定はございすが、それだけでは全國若しくは警察管區に亘り、又は少くも數府縣に亘る一貫した指揮命令下における犯罪捜査のごときは行かないと思ひます。況んや市町村警察になりますと、又行政管に服することばかりありません。兩者の關係は單なる協力又は緊密なる連絡の範圍に止まるのでありますから、市町村警察相互間、並びに國家地方警察と市町村警察とを一貫した組織的、系統的なる警察の運営管理はあり得ないのであります。國家地方警察及び市町村警察は、犯罪の捜査については、隣接地五百メートルまでは他の警察の管内でも仕事ができる

いふことが書いてありますが、その半
おける國家地方警察の三つになつてお
會は適當であるけれども、法令や政策
國家の統制と離れて、都道府縣や市町
乃至三人のうち職業的公務員の前歴者

べになりましることを重複する點もございすが、一應意見を申上げま
る非難は盛んにいたしますが、警察の
言うことには不平でありながらも服従
が、それが困難であるならば、例えば
警察法規の制定であるとか、或いは重
ますく増加する傾向にありますか
ら、分散いたしました各地の警察の働
については、隣接地五百メートルまで
は他の警察の管内でも仕事ができると

いうことが書いてありますが、その半
面五百メートルを超えし所にいき
ますと仕事ができない。ところが警察から
五百メートルかというところは一分分
るものではない。従いまして折
角被疑者を追いつんで行きますし
みす。見送すというようにことがあ
ると思ひます。かくては例えは京阪神
の地方であるとか或いは東京を中心と
いたしましては、近隣地方との相互關
係の所では、犯罪の捜査機軸だけ取つ
て考へて見ましても、能率の減退は著
しいものがあるだろうと氣遣われるの
であります。全面的な警察運営管理の
統制は、警察地方分権の精神に照準す
るかも知れませんが、第五十四條から
五十六條の規定を更に再検討いたし
して、場合を限りまして、警察の運営管
理に或る程度の統制を加へ、これを國
家地方警察と市町村警察とを通じて認
めることが必要である。そうでないと
いうと、警察がばらばらになつて成績
が上らない危険が少なくないと思ひま
す。これに關聯いたしまして、例
えば東京でありますとか或いは大阪等
の大都會を中心として、周囲の市町村
警察や國家地方警察を統合するいわゆ
る大都市警察、メトロポリタン・ポリ
ス、或いはレジョナル・ポリスとい
うような問題も考えられますが、これに
つきましては、第五十一條、五十二條
ですか、これに特例がありまして、特
別區の存する區域に關する特例が認
められてあるのみであります。これに
よりまして現在の警視廳の管轄區域は
三つに分れる。即ち特別區の公安委員
會による特別區が聯合してその責に任
ずる特別區警察と、その他の市町村の
自治體警察と、それからその他の地域に

おける國家地方警察の三つになつてお
ります。現在一つの警視廳でさへな
なから行く行かないのに、三つになつ
てゐる。かくのごとき思想は只今申上
げましたメトロポリタン・ポリスの思
想とは全然相反する思想であると私は
思ひます。
運営委員會の問題であります。今回
の改正の眼目は國家公安委員會、都道
府縣公安委員會、市町村公安委員會だ
らうと思ひます。警察行政の中樞機
關として委員會制度を採るというこ
は我が國では初めてであります。併し
この問題はアメリカではすでに試験済
みのようでありまして、その結果は私の
手許にありますが材料は極めて古いので
ありまして、甚だ恐縮であります。こ
委員會というものは警察機軸執行の中樞
機關としては不適當であるという結論
になつております。大變古い材料によ
りますが、一九一五年の國勢調査によ
つて、人口十萬以上のアメリカの都
市、六十三あるやうであります。そ
の中で委員會制度を持つてゐるものは
十七に過ぎない。それから人口十萬以
上の都市で委員會制度を持つてゐたこ
のある五十二の都市の中、一九一七
年當時に委員會制度を持ち續けてお
るものは十四市に過ぎないのでありま
す。アメリカの學者が警察委員會制度
の弱點として擧げておられますところ
は、第一が警察の仕事は素人の副業的
片手間的の仕事ではない。パートタイ
ム・ワークではない。第二は委員會の
内部がややもすれば不統一になり易
い。第三は委員會は社會の各方面の意
見を代表するので、法規とか方針とか
手続とかの決定とか、或いは一般的監
督とかいつたやうな慎重審議には委員

會は適當であるけれども、法令や政策
を特定の事件について實施するには、
これは單獨の責任者の方がより適當
である。第四は委員の人選が不適當で
あり、政黨の弊害や市政腐敗の犠牲と
なり易いといふやうな點を擧げまし
て、これに反對をいたしてあります。
要するにこの警察權の行使、この法案
で申しますと、警察の運営管理は、こ
れは委員會の特色である。委員會制度
の特色である慎重審議に求めるところ
が少ないのであつて、反對に或る程度
の獨断力、決断力と勇氣が必要である
から、これは委員會では駄目だ、單獨
の首腦者でなければならぬといふのが、
これがアメリカの委員會制度に對する
學者の意見でございますが、日本の警
察についても同様のことが云へると思
ひます。犯罪の捜査であるとか、被疑
者の逮捕であるとか、生命財産の保護
であるとかいふやうな、いわゆる運営
管理の問題を、三人の委員の合議體で
ある都道府縣公安委員會や市町村公安
委員會にやらせるということには、私
はどうしても賛成できない。警察の仕
事は多數の人間を手足のごとく使用し
て、敏速果斷にやらねばならぬ。行
かぬのでありますから、部下の信頼を博
し得る、いわゆる責任ある指導者レ
ボシヴィル・リーダーがなければな
かなかやつて行けるものではない。ま
ん。アメリカの例を見ても優秀な警察
はいずれも優秀な指導者の名前によつ
て傳へられております。在來の日本の
警察のやうに、官制によつてちよつと
決まつてゐる全國的の國家施設であ
りますならば、制度組織の力が物を云
うので、首腦者の構成は比較的重要で
ないかも知れませんが、今回の制度のやうに

國家の統制と離れて、都道府縣や市町
村の公安委員會が自主的に警察の運営
管理を行う場合には、首腦者の構成は
警察の成績に多大の影響を有すると思
ひます。かような運営管理に委員會
制度を採ることは私は賛成できない
が、行政官制の方ならばこれは委員會
の本質上何ら差支ないと思ひます。從
つて「國民に屬する民主的權威の組織
を確立する」といふことが前文に書い
てあります。そういうために委員會
制度が必要ならば、國家公安委員會と
同様に、都道府縣や市町村の公安委員
會も行政官制だけをやるがよろしい
と思ひます。この場合注意すべきは、公安委
員會自體の構成が公平に行われ、委員
の人選にその人を得ること、警察の
人事行政に政黨その他の不當な干渉が
あつてはならぬこととあります。委員
會の人選については詳細な規定がある
やうであります。いわゆるチェック・
アンド・バランスについては十分注意
がしてあるやうであります。その半
面にはこれでは委員會の意見が不統一
なる危険が多いだらう。そこでこの點
から見て先程申し上げましたやうに、
急速な處置を必要とする警察の運営管
理には、どうも委員會は適當でない
と思ひます。これは先刻もお話がありま
したが、私が了解できないのは何故に
警察職員又は官公廳における職業的公
務員の前歴を有する者を、全面的に公
安委員會から排除したか。これでは今
後或る都道府縣或いは市町村におきま
して優秀な警察職員であつた者でさえ
も、これをその都道府縣又は市町村の
公安委員會に選任することはできない。
官公廳の色彩が濃厚であるのは民主的警
察の本旨に反するといふならば、五人

いかん、單獨性であることが必要であると思ふのであります。それから「都道府県警察長は、都道府県公安委員会の運営管理に照し、警察管區の行政管理に照するものとする」と書いてあるのであります。そうしますと、人事とか豫算とかいうものは管區本部長が持つておつて、その地方公安委員会の方はその方に全然關係なく、人事権を持つておらない公安委員会の指揮命令によつて果して警察署が動くであろうか。どうか。これは先程安井知事からもお話があつたのであります。私も同感であります。この點は相當問題ではないかと思ふのであります。

財政問題につきましてはしほ／＼お述べになりましたから詳しいことは申し上げませんが、只今問題になつております六・三・三の問題と同じように、人口五千程度の小さい町村で一つの警察を維持して行くことは容易ならん問題だらうと思ひます。當分のうちは國家都道府県で持つからよろしくございまして、地方財政確立の後といふたしましても、やはり或る程度の國庫補助を警察に對してやる必要がある。警察は全國的に連絡がとれておりまして、金のある市町村では十分に設備ができる、金のない市町村ではそれができないといふと、非常にも均齊や調整がこれなくなる。この點から申しましても、地方自治財政確立の後と雖も或る程度の國庫補助は必要と思ひます。これにつきましてイギリスのやつております制度が大變面白いと思ひますからちよつと申上げますが、その方法を假りに日本で採用いたしますと、國家公安委員に監察員を置きまして、この監察

員が全國の警察を廻るのであります。そして或る地方では金が足りないから金をやる。或る地方では非常に成績がいいから褒める意味でやる。或る地方ではこういう設備が必要だからそれをやらせる意味で金をやる。というやうな、監察の結果を斟酌して國庫補助金を分けるというやうな方法をイギリスは採つておられます。これを日本でもやりますと、自治體警察の民主的權威を傷つけることなく、國家の過度の干渉を生ぜしめない範圍において、國家と自治體警察との繋りを保つという妙味があるだらうと思ふのであります。

それからもう一つ申上げて見たのは、今度の改正で警察は悉く地方警察にない、國家地方警察でありまして、それから自治體警察でありまして、全部地方警察になるのであります。併しながら國家がみずから犯罪の豫防、鎮壓、犯罪の捜査及び被疑者の逮捕又は生命及び財産の保護や公安秩序の維持に乘出す必要を生ずることがあります。國家中央警察とでもいつたやうなものは必要ではないだらうかといふことを私は考へて見たい。これはイギリスでは御承知のやうに、ロンドン警察廳が、必要によつては全國に仕事ができるやうになつておられます。ロンドン警察廳はイギリスにおける唯一の國家警察であり、他は全部地方警察であります。ロンドンだけは國家警察であります。アメリカのF・B・Iは専ら合衆國の法律の執行に當る機關でありまして、日本は國柄が違ひますからアメリカの制度をそのまま採ることはできませんが、例へば通貨偽造の罪でありますと

か、外國人に對する犯罪でありますとか、この法律でも、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊せんとする計畫とか、そういうものに至ります。ましては、これが捜査や鎮壓を。地方警察、自治體警察に一任するだけではどうかと思はれる。國家地方警察と自治體警察との間、並びにそのおの／＼の相互間に系統的な連絡協力が必要であることは、最初に申上げた通りであります。この連絡協力の中核體として、或る程度の警察として持つことが必要じゃないか。軍備の完全撤廢されました我が國において、進駐軍が引揚げた後における國內治安の維持は、國民の最も關心を寄するところでありまして、内閣總理大臣が一時的に全警察を統制する國家非常事態の特別措置のごときは、眞に止むを得ない場合の外は濫りに發動すべきではないのであります。この意味におきまして私は國家中央警察とでも稱すべき若干の精銳なる警察官を各警察管區に所屬せしめまして、警察管區本部長の運営管理の下に、或いは特殊犯罪の捜査及び豫防鎮壓に當らしめ、或いは管下國家地方警察及び自治體警察の連絡協調の中核體たらしめ、一たびその管区内一警察單位の手におえないやうな重大な事態が起きた場合には、隨時隨所に行動して、國家地方警察なり市町村警察なりと協力して公共の秩序の維持に當らしむるやうにあらうかと考へるものであります。これはやり方によりましては、非民主的となり、又從來の警察國家再發の温床となるかも知れませんから、從ひましてこの運営につきましても十分注意をすることは勿論であります。軍備のない日本の治安維持

は、地方警察のみに一任するだけではどうも不十分と思はれますから、そこでこの國家地方警察定員の三萬人の幾分を割きまして、警察管區本部長に直屬させまして、只今申上げたやうな方法を探ることが適當ではないかと思ひます。警察はこの法律の執行をするといふことが書いてありますが、もと市町村警察がその執行の責任に任ずる法律は國家の制定に係るものでありますから、國內で齊一に執行せらるべきものであります。國民の生命、身體、財産の保護や公共の秩序の維持は國家自身の責任でもありますから、或る場合においては國家がみずから警察の運営管理を行い、或る場合においては市町村の運営管理を國家がコントロールをする、こういうことになしたしましても、その方法さえ間違わなければ、必ずしも國民に屬する民主的權威を傷付けるといふことになるまいと私は考へるのであります。

最後に申上げたことは、これはしほ／＼只今までの方々のお述べになりまして、今回の制度を見ますと、警察が弱體になる。全國が國家地方警察と自治體警察とに分れ、その間には何ら有機的の連絡がありません。仕事の性質上警察事故の發生の可能性の最も多い市街地は、自治體警察の所管でありまして、國家はその運営管理につきましては何らの權限を持たない、どうもこれでは警察は弱體になつて非常に不安ではないか、軍備の全然ない、道義の類廢の甚だしい今日の日本の治安をどうして維持するか、警察の民主化は、決してその弱體化を意味するものであつてはなりません。強盜殺人が横行し、交通事故が多

いといふことは、決して警察の民主化ではないと思ひます。そこで然らばいかにして警察のこの制度を施行した時において警察の弱體にならんやうにするか、その一つの方法としては、先程どなたかの御意見にもございましたやうに、國民の協力というところが非常に必要であります。この國民の協力は結局これは國民の理解がなければやつて行けないことでもありますから、この警察は、この前文にも書いてありますやうに、人間の尊嚴を最高度に確保し、個人の權利と自由を保護する國民自身の組織でありまして、これらの仕事は從來のごとく國家又は警察官のみに一任すべきものではなく、國民みずからこれを處理する責任を有するものであるといふことをよく社會に普及させることが必要であります。まあ警察社會教育、といつては言葉が適當でないかも知れませんが、こういうことをいたしますことが、この法案の目的を達成するのには是非必要じゃないかと私は考へる次第であります。

○委員長(吉川末次郎君) 午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時七分開會
○委員長(吉川末次郎君) 午前に引續きまして公議會を續行いたします。大阪市長近藤博夫君。

○公述人(近藤博夫君) 私は大阪市長として、又五大都市の市長の一人として、本日の新警察制度の案件につきまして二、三大都市の市長としての立場から意見を申述べたいと存じます。尤も私が申上げることが、多分この席では／＼重複される點があるかと存

日本で採用いたしますと、國家公安委員會に監察員を置きまして、この監察制度をそのまま採ることはできませんが、例へば通貨偽造の罪であります

は十分に注意することは勿論であります、軍備のない日本の治安維持

化を意味するものであつてはなりません。強盗殺人が横行し、交通事故が多

も私が申上げることは、多分この席でしばしば重複される點があるかと存

じますが、重複されることは即ち多數の人の聲であると御了承願ひたいと思ひます。

先ず第一には、新警察制度運用の根幹をなしておられる公安委員の選任に関する件でございます。法案の第二十一條におきまして、その委員の資格についていろいろ規定されております。

「委員は、その地方議會の議員の被選舉權を有する者で、警察職員又は官公廳における職務の公務員の前歴のない者から市町村長が議會の同意を得てこれを任命する」ということになつておりますが、かくのごとき資格を限定することは、實は市長としてその選考に多大の困難を感じまして、適當な人物を得るには大變な困難を感ずる次第であります。即ちその市町村の被選舉權者と呼ばば、その選舉の範圍が地域的に甚だ限定されることとなるのであります。特に大都市におきましては郊外生活者は非常に増上ります。即ち大都市にその職業を持ち大都市の發展に關心を持つておられる市民のその多くは郊外に生活をしておられる者が大變増上してあります。即ち大都市に非常に関心を持ち、有力な意見を持つておられる方が多くなつて市外に居住しておるといふことから考へまして、その地域的制限が選考に大變限定されるといふ憂があるものであります。尤も地方自治法の改正案によりますれば、本人の申請によりまして、住居の要件に拘わらず、議會の議決を以ちまして被選舉權を附與されることになるのであります。併しこれとて天災事變等の事情によりまして住居を移した者、或いは海外歸還者に限られておられるので、この委員の選任につきまして

は、これを嚴格に法的に制限するといふことは、先般申し上げましたようにその選考を甚だしく窮屈にするのであります。この點は餘程緩和をせられて頂きたいと思つております。

更に又官公廳の職務の公務員の前歴のある者を全面的に除外しておること大變行き過ぎの感があるものであります。公安委員を厳正中立の立場にある人から選ぶとすれば、これらの人々の中に適當な人物を多く見出し得るのであります。尤も警察職員の前歴のある者を除外することは毛頭異存はございません。

次に委員の服務に關しても、國家公務員法における兼職禁止のごとき條項の嚴格なる適用は同様の意味において緩和せられたらと思つております。事實上適當な公務員の選定を全く専任である公務員としてこれを求めるということは非常に困難を感ずるのであります。できるだけ廣い範圍から公務員を選定したい、これが私の望みであり、公職適否資格審査の基準に關する者はこれはもう勿論いけません。それ以外の制限はできるだけ最小限度に止めて頂きたいと思つております。

第二に、市長と公安委員會並びに警察業務に對する關係についての問題でございます。法案の第四十三條には「市町村長の所轄の下に市町村公安委員會を置き、その市町村の區域内における警察を管理せしめる」とあります。この所轄の意味が誠に曖昧なため、市長がいかなる程度にこの公安委員會、從つて一般警察業務に對して権限を持ち責任を有するか、甚だ明確を缺いておるのであります。勿論公安委員

會は新警察制度の趣旨から考へまして、市長に對して特殊の地位にあるものとは考へられませんが、これは主として法案第二條にいう、いわゆる運営管理の面においてでありまして、委員會の人事、組織、豫算等、いわゆる行政管理については市長は或る程度の權限を持つべきであらうと考へられます。例へば警察の豫算は市長が編成をいたしまして、議會に、いわゆる地方議會に提出したし、その議決を経なければならぬと考へますが、然らばこの議決を経た豫算を執行するに當りまして、當然その執行の責任は市長にあると思つております。市町村にあると思つております。従ひましてその得た執行についても市長の權限が及ばなければならぬことになると思ひます。又法案の第四十五條に、警察署の位置、名稱及び管轄區域並びに市町村警察本部の設置及び組織はその公安委員會の權限に屬してはあります。この關係がございまして、現に地方自治法におきまして、市の部局の設置とか、或いは區役所の設置等がそれ／＼の條例を以て定める事項になつております。この比へて、單に公安委員會のみが決定する權限を持つておるといふことに比へまして、非常に均衡を失つておると考へられます。又豫算管理につきましても、市長は市を代表する立場より委員會に對し或る程度の權限を持ち得るようになつて頂きたい。こういう考へを持つておるのであります。

第三は、自治體警察に關する經費の問題でございます。この地方自治制度上この警察の經費の委譲に當りまして、これが財政的の裏付けが十分に

なされない限りは、いわゆる佛作つて現に入らぬこととなるのではないかと考へることを心配するのであります。即ち經費につきましては、法案の第四十二條におきまして、當該市町村の負擔とするといふことになつております。附則の第八條におきまして、地方自治財政が確立されるまでは、國庫並びに都道府縣が負擔するといふことになつております。併しこの場合十分に考慮して頂きたいのは、大都市の警察費は實に膨大な額に達してあります。これを現在の府縣における警察費の割合よりも、市にこれを委譲された場合の警察費の負擔はますます増大するものと私は考へます。なぜかといひますと、警察職員の人件費が必ず増大すると思ひます。即ち大都市警察職員としての嚴正な態度と、警察職員としての品位を保持するためには、必ずや他の吏員との給與の相違があつては相成らん。今日の一般的な警察職員の給與と、大都市における他の吏員の給與とを比較して見ると、必ずやその感

を深うするところがございます。又警察署の廳舎の新築、増築、或いは警察に要する調度品の購入等につきましても、現在府縣費の豫算の計上は事實上殆んどその名目に止まりまして、實はその大部分は地元の住民の、こゝ言つちや言ひ方が少し風俗かも知れませんが、半ば強制的な寄附に俟つておられる状態にあります。自治體にこの警察委員會の後におきましては、かかる強要的な寄附によつて警察を賄つて行くといふことは、新しい制度の趣旨からいひましても、亦從來いふ／＼な弊害を醸しておつたといふ點から考へまして、十分に我々は自戒し、慎重に考慮

しなければならぬ點があるのではないかと存じます。殊に大都市におきましては警察職員の家宅、或いは病院、その他職員に厚施施設、教養施設、更に先達つて参りましたアメリカ觀察團の報告にもありましたごとく、大都市の治安の特質性に相應した制度の科學的な裝備、設備を設けたいと存じます。又設けなければならぬと考へますが、さういふものに要するいわゆる物件費の經費面におきましても相當の多額を見なければならぬ、こゝ考へますと、この警察制度によつて生れる經費の問題を十分にこの法案において編んで頂きたいと思つております。これは經常的なことを申しましたが臨時的な經費から考へまして、大都市におきまして問題になるのは、市の警察本部の廳舎であります。新たな都市警察は、組織的にも完全に國家地方警察から獨立せしめなければならぬ。又市民のための民主警察の確立という點からいひましても、従前ありましたいふ府縣國家地方警察と同居するといふことは新設の意を全く無くすることになると思ひます。例へば大阪府におきましては管區本部あり、府縣本部あり、市本部があり、この三者が同じ廳舎において同居するといふことは事實上不可能であります。おの／＼が分離獨立した廳舎を持ちたいといふ要求もあつた。従ひまして、新たに廳舎を建設する、或いは他の營造物を買入といふようなこと、或いは又實際警察の足で通信施設といふものを新しく考へます。ときには、その經費は實に莫大に上ると思ひます。これらの經費につきまして、是非國庫において高額の補

助を願う、或いは又地方の起債の認可を願う、起債の認可を買つても今日なかなか資金化しないのでありますが、その資金の調達についても、政府において特別の御考慮を煩わしいのであります。

これを要しますのに、大都市の警察の重要性和特異性を考えまして、新警察制度の實現と共に、一日も早くこの地方財政の確立を圖つて頂きまして、新警察制度發足に要する經常的、臨時的經費について十分な財政的な處置を考へて頂きたいのであります。

第四には、警察用の財産の引續ぎに關する問題でありますが、この法案の附則第九條には、「新たに市町村が警察の責に任ずることとなつた場合において、現に警察の用に供する國有財産又は國の所有に屬する物品で國家地方警察に不必要なものは、無償でこれを當該市町村に譲渡することができらる。」こう規定されてあります。國の財産については規定されておりますが、府縣有財産というところについては、何らここに規定がないのであります。然るに現在の警察に使つておる各種の財産は例えば市内の警察の廳舎或いは官舎、通信施設などを見ますると、大部分が府縣有の財産であります。國有の財産といふものは殆ど問題にならん程少部分であります。このいわゆる府縣有財産を有償で譲るか、或いは無償で市町村に譲渡するか、これは大變な市町村の財政にとつて重大な問題になるのであります。併しながらよく考えて見ますと、これらの府縣有の警察財産と共に、實は府縣民でありまする市民が納めた府縣税と、更に先刻申しまするこれに數倍する地元市

民の寄附金及び一部國庫補助金によつて賄われたものでありますから、私はこの府縣有警察の財産は、當然この際いわゆる市町村に無償で譲渡されるように規定するべきものであると考えます。どうかこの點に關しまして、明らかに法的に規定をされて頂きたいと思ふのであります。

更に最後に、都市警察において管掌すべき警察業務の問題であります。この新警察制度によりまして、公安の維持に必要なあらゆる行政警察の機能は、國家地方警察と同じく、すべ

て自治體警察の保有するところとなり
まするが、この場合、これに伴う關係
法令も當然改正を見るべきものと考え
られます。これは大變言ひ方が廻りく
どいようでありまするが、例えば二例
を挙げますと、先頃公布されました
道路交通取締法におきまして、都道府
縣知事の權限に屬してあります道路
の通行禁止、或いは制限、自動車、車
輻の運轉、免許、車體の検査、速度の
制限、大變問題は小さいようでありま
するが、こゝういふようなものは、當然
その列舉しましたもののうち、市町村
の能力に鑑みまして、この部分はこゝ
う小さい、五千内外の小さい自治、
いわゆる地方委員會においてはその權
限はないかも知れない、併し大きな都
市においては、相當の設備も能力もあ
るといふようなものは、そこに差別を
以て遷渡をして頂きたい、小さい町村
の公安委員會にはこゝういふことは事實
できないでしよすが、少くとも大都市
に對しましては、こゝういふような行政

實力を有しておりますから、この権能を全面的に委譲することが、この新法令の敏捷且つ圓滿な執行を齎らす所以であらうと考えまするので、かかる關係法令の改正に當りましては、是非其この大都市の自治體警察ということを念頭に置いて、法令の改正を試みて頂きたいと思つております。要領のみ申上げまして、私の意見を以上述べさして頂きました。

○委員長(吉川末次郎君) 川崎市長金刺不二太郎君。

○公述人(金刺不二太郎君) 本法案を
通覧いたしましたして我々が最も重要に考
えますことは、しばしば意見がありま
したように、この最も重い責任の任に
當る公安委員の問題でございます。公
安委員の選定を一步過ちますなら
ば、しばしば意見がありましたよう
に、地方のボスがこの警察を左右する
ということになるのであります。こ
の公安委員の選定について、意見を申
上げて見たのであります。大體只今
の大阪市長さんの意見に賛成でありま
す。特にこのいわゆる前官吏であつた
者、官公吏であつた前歴を有する者は
公安委員になれないようになっており
ますが、大體において警察官であつた
者は、これはいたし方ないと思ひます
が、只今申上げましたように、地方の
警察のボブ化から、ボスの既醜から防
止するためには、やはり人材を廣く求
めなければならん、質的によい人を選
ばなければならんということは、これ
はもう言うでもないことでありまし
て、その齟齬から見ますならば、官
公吏だけは差支ないというふうにする
ことが最も妥當であらうと思ひます。
次の問題は、市町村警察の組合、又は

聯合體に關する問題でありますが、第五十四條によれば、國家地方警察と市町村警察とは、全く別個の獨立な存在であります。ただ相互に協力する義務を負うに過ぎません。然るに現在の社會經濟情勢下における兇惡犯罪の横行は枚擧に暇ありません。かかる情勢下における市町村警察の治安維持の責任は誠に重大であるにも拘わらず、現在の市町村の財政及び市町村の區域を以てしては、この責任を全うし得るや否や。誠に疑問があるのであります。犯

罪によつて侵される被害の範圍が、濫かに數市町村乃至は數府縣に及ぶものが通常である現在におきましては、各市町村が獨立の警察權を有し、その犯罪を他の管轄區域にまで追跡し逮捕し得るのみでは、各市町村乃至は府縣を通じての綜合的警察權の機動的な威力は殆んど效果を生じないものと考へられます。更に市町村財政の窮乏は、たとへ地方自治財政が確立され、分與税の分與の増額乃至は獨立財源が與えられ、小範圍の警察に要する多額の經費、及び警察の創設に伴ふ臨時諸經費の額は甚大でありまして、不經濟であることは爭われません。大體におきまして、府縣警察官の一人の經費は三萬圓であります。地方財政の確立は、法文上はともかく、市町村行政擔當者である我々よりすれば、見通しは頗る非難的であります。それまでの間に於ける各補助金の令達交付時期の遅延等よりする警察事務の凝滞が豫想されるのであります。

従つてここに、次の二點について、その改革意見を提案したいのであります。

その第一は、市町村警察は、一郡乃

至都市又は有力な町を中心として、概ね現在の警察署管轄區域を基準として、警察に關する各市町村間の一部事務組合を設けることが出来る旨を法制化するということであります。若しその法制化が可能であれば、差し當つて應否の建築、通信施設その他に要する龐大な經費も節約はできます。又會計、出納その他の事務に従事する職員を極力節約して、その餘剰を第一線勤務者に振向け、警察力の第一線を強化することも可能でありますし、相當廣範圍に警察力の機動性を發揮することができると信ずるのであります。要するに都における特別區の警察と同歩調を、市町村警察についても關係市町村の協議によつて認められることとしたのであります。

第二は、都道府縣單位に國家地方警察と市町村警察との連絡會議を法制化することであり、地方的治安維持を一體として強化するためと、市町村警察の施設機構が確立されるまでの間は、特殊な地方的事情について、現在の都道府縣警察と市町村警察が一體となつて行動することが必要であります。

前述したごとく、現下の犯罪傾向は、經濟狀態の悪化に伴ひまゝといふ露骨であります。且つ兇惡であります。その程度は全く常識を超えておるものであることは、日常皆さんが感ずるに知悉しておる通りであります。かかる際に單に個々の市町村警察力を以てこれらの社會的惡の勢力に對抗し、これを鎮壓することは不可能に近いものが少くないのであります。而も本法案は國家非常事態においては、國家公安委員會の勸告に基く内閣總理大臣の

布告によつて全警察の統制を規定して

のであります。そろいたしますと、自

ば相當にしております。日本の人口五

係が規定されておるのであります、

のは申上げるまでもないのであります

先刻申ししまするこれに数倍する地元市

に對しましては、こゝろより行政

次の問題は、市町村警察の組合、又は

その第一は、市町村警察は、一部乃

警察は國家非常事態に於いては、國家公
安委員會の勸告に基く内閣總理大臣の

布告によつて全警察の統制を規定して
おりますが、特別の事件でない限り、
かかる措置は行われたいことは容易
に豫想せられますし、又たとえかかる
措置が行われなくても、或いはその時
機を失する虞れがあるのであります。
これによつて生命及び財産の保護に萬
全を期せられるとは考えられないので
あります。かかる危険を防止するため
には、國家地方警察と市町村警察とが
對等の立場に立つて、地方的事件に對
する一體的な行動を擔當確保するため
に、連絡會議を開催して、豫め協定を
し、或いはかかる事件を解決する具體
的な指揮を一時的に連絡會議が掌握す
る等の措置であると信するものであり
ます。且つ市町村警察職員の質的向上
を期する點よりすると、この連絡會議
による警察機構及び警察隊の訓練の問
題の討議が有効適切であることは言う
までもない次第であります。この點
を力説する次第であります。簡單でござ
いしますが……

○委員長(吉川末次郎君) 東京都市政
調査會理事小倉庫次君。
○公述人(小倉庫次君) 乏しい知識か
らでございますが、主として自治體警
察につきまして、本法案について特に
疑問と思われるような點、數點を申し
上げたいと存じます。前の方々のお述べ
になりましたことと概ね重複いたしま
すけれども、私共はどんな考えを持っ
ておるかというこの御參考の意味で
お聞き取りを願ひたいと存じます。
第一は、警察の單位が餘りに小さ過ぎ
はしないかという點でございます。法
案第四十條によりますれば人口五千
以上の市街の町村は、その區域内にお
いて警察を維持することになつておる

のであります。そういったと、自
然人口千人當り一人の警察官としたし
ますれば、四人、五人をいうような小
さな單位の警察が實現するわけであ
ります。果してこんな小さな警察で一體
有効適切に警察活動を行うことができ
るかどうか。本當に有效な警察活動を
するためには、或る程度の大いさを持
つたものでなければ、いわゆるポリ
ス・フォースは構成できないのじやな
いかと、私共素人ながらそう感じてお
ります。而もこれが實現いたしまし
れば、あの町には警察吏員は何人しかい
ないというやうなことが世間一般に明
瞭になるわけでありまして、或る意
味におきましては、犯罪者のために一
種の安全地帯を作るやうなことになる
虞れはないだらうかというのを懸念
いたします。自治體自身が警察を持つ
という精神は、誠に警察民主化のため
によろしいのでありますけれども、現
實の警察活動の面で支障が起りはしな
いかという懸念を持つております。

御參考に申し上げますれば、私共の開
き及んでおりますところでは、イギリ
スでは小さな警察は段々合併して大き
くしようという運動が起きおるそ
うであります。それからアメリカにおき
ましては、御承知のように人口一萬程
度の都市でも、極端に少い所は警察吏
員三人と云ふやうな所もござい
ます。五人、六人、七人というやうな小さな
單位の警察もございします。併しその装
備は三人の警察でやつております所
でも、ラジオの附いておる自動車を持
つておるやうな科学的な設備を持
つております。一面人口基準だけでア
メリカの町と日本の町村とは比較にな
りません。アメリカは町と申します

ば相當なものであります。日本の人口五
千以上乃至一萬近いというやうな町村
でも、随分ばら／＼な區域だけだ
つ廣い町が、村が澤山ございします。こ
こにも市街の町村と、特に市街の
という字を入れて断つてはおりますけ
れども、必ずしもアメリカあたりの事
情そのままを日本に持つて來て當嵌め
るわけには參るまいと存じます。そう
いう意味におきまして警察單位が餘
りに小さ過ぎはしないかという懸念を
持つております。
それから第二に警察の相互援助の問
題であります。我が國は不幸にして火
災を初め風水害、地震その他極めて天
災地變の多い國であります。かような
災害が起きました場合には、その災害
地の地元警察といふものは、自治體
警察は警察署も罹災をし、その警察の
職員も罹災者であるというのが先づ通
常であります。而もその際に警察活動
は最も緊急を要するやうな場面ござ
います。勿論自分の家を忘れ、妻を
忘れ、警察事務に邁進する警察官が多
いことは存じますけれども、何さま
こゝろ警察署も吏員も皆災害を被つ
ておるやうな場合には、一體救援
が適切に行われ得るだらうか、どうだ
らうか。國家非常事態につきまして
は、第七章に特別措置の規定ござい
ます。こゝろ重大な事態ではなくし
て、而も地方的には、局部的な非常事
態というやうなものが非常にある得
るのであります。我が國では先ず毎年ど
こかにあるやうな覺悟はしておらな
ければならぬと思ひます。勿論法案
第四章に國家地方警察、それから自治
體警察、或いは自治體警察相互間の關

が一切除外されましては、本當に適當だと思ふ人もその職に就いて貰えないというふうな結果になりはしないか。そのために不備な人選が行われ、延いてはボス的な者の活動の部面を作つてやるということになる虞れがありはしないか。そういうことが感ぜられるのであります。そういう意味におきまして、でき得ますならば、この法案の修正をいたされまして、例えば公務員の職種を限定いたしますとか、或いは退官、退職後一定の期間、例えば二ヶ年を過ぎた者は差支ないというふうな程度に緩和して頂くことが適當ではないか。こういうふうな考へております。

次は警察吏員の教育の問題であります。法案の第三十六條第一項の但し書によりまして「基礎的な警察訓練の過程を経ない者は、これを國家地方警察の勤務につけることができない。」というふうな考へておりますが、これは自治體の警察吏員についても是非考へて欲しいのであります。警察大學校及び都道府縣の警察學校は、要求のあつたときは自治體警察の職員を訓練することにはなつておりますけれども、比較的小さな自治體でありますと、警察職員の人員の關係上、そういう訓練には出せないような場合が起りはしないかと思ふのであります。つまり人員に餘裕がないために、長期間訓練に中央その他に人を差し向けることができないというふうなことが起り易いのであります。警察職員は質は警察の民主化、今後のよい警察を作つて行くために極めて大事な點でありますので、警察職員は必ず一定の訓練を経た者を任命するといふように、訓練を義務付けるようにこの法律の中でして頂きたいと存するのであります。

あと二點は極めて小さな問題であります。一つは制服の問題で、申上げさせて頂きます。一つは制服の問題であります。第五十條の二項の但し書によりまして、市町村警察職員の制服は國家地方警察の制服と明確に區別するということになつております。これは警察活動の上から技術的に或いは區別することが必要だといふ面もあると存じますけれども、今日物資のない折柄特殊の制服を作るといふようなことは誠に困難でありますし、又それが優劣を現すようなことにもなつては面白くありませんし、況してや國家警察と自治體警察とが對立するやうな感情を醸すやうなことがあつては尙更面白くありません。又自然兩警察の間で人間の交流といふことも起り得ると思ひますので、そんないふやうな場合を考慮いたしまして、この規定は或るべき嚴格でなく、一つ印しを附ければそれでよいという位な程度に運用の面です。最後の點は水上警察の問題であります。これは私共の意見と申しますよりも、ちよつとお尋ねするやうな形になつておりますが、この本法案には水上警察に關する規定は何にも見えておりません。一體この法案のままで水上警察も處理される方針なのであります。やうかどうか、これは實は法案の原案者に向いたものであります。若しそのまゝで行くかどうかといふ點について疑問を持つておられる。何か水上警察或いは港灣警察若しくは沿岸警察といふものについて、特殊な規定を置く必要があるのではないかと。或いはそういう警察は又別個に決めるのかどうかといふやうな點について多少疑問を持つておられますけれども、これはお尋ねするやうな恰好になつて申すに過ぎませんが、ただ私の疑問を持つておられるといふ點だけを申上げて置くことに止めたいと存じます。

以上未熟な意見を御清聴を煩ひました。
○委員長(吉川末次郎君) 小倉君に申上げますが、水上警察の問題はやはり考慮があるのでありますから、後に内務當局からでもお答えいたさせます。次に立川警察署長柏田新兵衛君。

(委員長退席、理事中井光次君着席)
○公述人(柏田新兵衛君) 私はこの機会に特に財政上、治安上より見たる市町村警察、公安委員會、國家地方警察、市町村警察相互關係、三多摩の特殊事情等地方の實情を申上げたいと思ひますが、只今までの方々とも多少重複する點があると思ひますけれども御了承をお願いいたします。

先ず財政上及び治安上から見た市町村警察であります。御承知のごとく現在在各市町村共に財政は極度に逼迫しておる状況でありまして、一部の市町村におきましては吏員の給与も延滞する状況であります。その上先に六三制が實施され、初等中學校施設の擴充の方へ相當多額の財源を要します。その繰出に困難し住民に多額の寄附金を要し、不評を買ひ、窮乏打閉に頭を悩ましておる向もある實情であります。新制度の實施につきましては、市町村當局者は、自治體警察は民主警察の本領であるとして喜んではお

りませんもの、以上のような實情であります。現在通り國又は都道府縣で賄つて貰えるならばともかく、將來市町村で賄ふことなれば財政上困るという意向が一般的であります。これは全く財政苦の實情から出する真意と察せられるのであります。

又自治體警察の吏員は人口数によつて決められるという點から、少数人員の警察署では、今日のやうな犯罪の多發情勢に對應し、預防檢察の十全を期し、よく治安を維持し得るか、これは恐らく維持できないであらうと少からず心配している向が多いようでありま

す。こういう點から自治體警察の設置を好まないといふ風潮も可なり強いように存じます。さればといつて關心がな

いわけではありません。殊に市町村の體面上から新制度に對する身振りもありまして、例えば市制のな所がないから恐らくできないだろやうなといふやうな警察官があると思へば、その好むと好まざるに拘わらず直ちに批判的な空氣を醸成するといふやうな極めて微妙な狀態がないでもないと思へます。これは畢竟するに新制度の枠がはつきりせず、模範的狀態から来る焦燥気分があるのではないかと存じます。で、速かに法案の成立を見、實施の限度を明確にいたしますことは、人心安定上から極めて必要だと存じます。

一面かような狀態からして、各市町村が連繫して組合警察を設置すれば、財政上は固より救済的體制も亦體面も整

い、治安維持上からも大いに利益だといふ考へ方も濃厚なものがあるように存じます。併し又設置の必然的狀態からして、今後は住民一體の防犯的な態

勢を強固にし、大いにこの間隙を防止しなければならぬといふ建設的な考へも目下強くなりつつあります。従つてこの流れは組織の切迫するに伴ひ一層増大し、不安のうちにも一沫の希望を持つて當らんとする傾向が強くなるように存じます。

以上市町村當局者の意見を總合した見解であります。

一般住民の意向といひましては、比較的關心が薄く、ただ自治體警察となつて、費用の負擔を加重されることは困る。即ち現狀維持の態が多數であり、又警察の弱體化を慮れる者、或いはこれと逆に弱體化を豫想し、むしろ喜んでおる者、一部の者は駐在所員に對し、今後は公安委員會の手で警察官の進退が自由になると、いわゆる陣がらせを言う者等、極めて打算的なものがありまして、大體は本制度は上からの命令だとして觀念的な者が多い實情であります。

こと、財政の點から待遇が懸かることは政黨派を超越し、私事、交友に禍を、參議院に對しまして敬意を表するといひました。また、獨占資本と官僚と

命するといふに、訓練を義務付け
るようにこの法律の中でして頂きたい

上警察或いは港警察若しくは沿岸警
察といふものについて、特殊な規定を

は、市町村当局者は、自治警察は民
主警察の本領であるとして喜んではお

存じます。併し又設置の必然的狀態か
らして、今後は住民一體の防犯的な願

から公吏になること、服裝の選から
限られた區域の警察官となつてもう

こと、財政の點から待遇が悪くなるこ
と、或いは公安委員たらんとする者の
言動に嫌や氣がさし、安全なる國家警
察の要望等でありますが、これらは指
導警察と時日の経過によつて漸次は正
せられておきます。そこでかうな傾
向から若し市町村相互間で人事の交流
が認められることとなりますと、警察
官の士氣は昂揚し、警察力の充實にも
與つて力ありと存する次第でありま
す。又このこと、健全警察官の希望する
ところでもあると存じます。

次に公安委員會であります。こ
のことにましましては相當の關心を
持つておる者が多く、名譽職とはいわ
ゆる有力者間ではすでに暗躍を続け
來たるべき機會に地位を得ようとする
者もあるようで、又中には公安委員が
内定したと稱し、内定者おの／＼が異
つた警察官を署長として推薦方當該署
長に依頼する等、すでに暗躍を展開す
るは想像に難からざるものあり、或い
は自分は今度公安委員になるからと警
察官に暗に利權を要求する等、露骨な
方途に出るような悪質な者もあり
とかく風評を生じつづあります。従
つて識者間では大いに懸念すると同時
に、前途に對し心配も可なり強いよう
であります。これは單なる杞憂として
一笑に付すべきものではなく、公安委
員の人選がいかに重大であるかを證左
する一面だと存じます。即ちこの人選
を誤れば、直ちに運営管理の公正を
傷め、社會の信用を失墜いたしますの
みならず、警察民主化によつて少數分
の弊を發し、市町村警察の墮落、無力化
を招來し、延いては反動的氣運をさへ
生ずるの虞れがないではない。誠に重
大なことでありまして、市町村當局者

は政黨政派を超越し、私事、交友に禍
いされず、常に公正を保ち、鑑を將來
に垂れるの卓見が必要であり、又地方
議會は自治警察擁護のために遺憾なく
本領を發揮し得るよう、指導育成に御
考慮を拂われるよう、職を警察に奉ず
る者といひまして特に痛感する次第
であります。かくいたしますれば、本
法案の公安委員制度は、むしろ公選制
度に勝るものと思ひました。

次に國家地方警察、市町村警察相互
間の關係であります。法案において
は、國家地方警察の應援に關する規定
はありますが、これと逆に市町村警察
の應援事項はなく、一方的規定に終つ
ております。勿論全國の實情は概ねそ
の構成要員において又警察施設にお
いて主從關係が餘りに明瞭であります
が、ただ東京のごとく、特別區警察と
國家地方警察とを對比いたしますと、
これは又全く前者と地位を顛倒し、特
別區のいかに有力であるかは言を俟た
ないところでありまして、この有力なる
特別區警察との相互應援關係を規定い
たしますことは、特に三多摩の實情
から見て必要緊要のことだと存しま
す。

次に新制度が發表された後の三多摩
を中心とした治安のことでありま
す。その直後におきましては相當動搖
の兆を見たのであります。即ち九、十
兩月の休暇日数を對比いたしますと、
後者が遙かに休暇日数が多く、その一
面を物語るものだと考えます。併しその
後段々外貌を掴み得たのと、上司の適
正なる御指導によりまして、兩月の
犯罪被害数を對比いたしますと、各署共
後者の方が被害率が多いと、各署共
あります。従つて本制度には尙相當の關
心を持つてはおりますが、治安維持の
重大性をよく認識し、職責の遂行に堪
えなきことが分ります。これは三多摩
の事情を中心に申上げましたが、恐ら
く全國を通じてかような狀態ではない
かと存じます。

最後に本法案に對する検討でありま
すが、本法案の骨子は、先に發表せら
れましたマ元帥の書翰によるものであ
るやうに察せられ、誠にその内容は嚴
なるものがあると思ひます。従つて私
共といたしましては、検討そのものよ
りも、本案成立後に來る實施によつて
生ずることあるべき各種の弊害を、私
共の力を以て匡救し、警察民主化の要
請に深く應え、國民の信頼に副わんと
する覚悟であります。

を、參議院に對しまして敬意を表する
次第であります。

誰れが知つておりますやうに、今度
の警察法案は、これはマツカーサー元
帥が片山首相に宛てました九月十六日
の書翰によつておるものでありまし
て、政府を初め支配階級の人々の意思
から出たものであるとは考えられない
ものであります。例えば片山内閣の副
總理片岡外相が、六月五日の外人記者
團との會談におきまして、警察力の
強化、機關銃、自動小銃の携行とい
うようなことを訴えておりますし、又反
對黨たる自由黨の大村内相は先の議會
で警官二十萬人の増員を訴えておりま
す。而もこれらの人々は同じやうに、
警察を強大にしなければ治安の責任を
全うすることができないといふことを
主張されております。併しこれらの人
の言葉の中には、マツカーサー元帥
の書翰にありましますやうに「警察力を現
在の中央集權的形態において保存する
ことは、新憲法の精神および意圖と全
く相容れないものであり、民主的發展
に對し害をなすものである」といふ考
えはどこにも見出すことはできません。
この警察法案が不十分ながら自治警察
制を採用したといふことは、これは極め
て中途半端な内容であるにも拘わらず、
我々はその進歩性を認めるものであり
ます。併しながら支配階級の代表者の
先の言葉でも明らかによろしく、彼の
思は、この警察法案を提出されたにも
拘わらず、獨占資本と官僚との指揮下
にある武裝しておるところの人間の、
特別な、民衆から掛け離れた、民衆に對
して向けられた組織として強化するとい
ふことでもあります。この法案がいかに
に民主的に美しい言葉で飾られておる

といたしましても、獨占資本と官僚と
の統制を命令との下に最も忠實に従う
制度を築こうという精神が、法案の中
を貫いております。法案の前文及び第
一條には、新憲法の精神に従ひ、個人
の權利と自由を保護し、國民に屬する
民主的權威の組織を確立するといふよ
うなことが美しく書き立てられており
ます。併しながらこの法案のどこにこ
れらの美しい言葉を人民の實際生活に
おいて保障する規定がありますか。こ
れは地方自治法が認めたる程の地方分
權をも踐踏し、ボス制度の導入と地方
の財政的負擔とで新らしい官僚主義を
作り出すものであつて、片岡外相
や大村内相の先の希望と正に合致した
ものであるといふことが分ります。

内容にいま少し入つて申しますとい
うと、この法案が國家地方警察と自治
警察とを分離して、双方の運営管
理、地方行政管理を原則として別個な
ものとしたことはこれは進歩でありま
す。併し都道府縣警察長とその區域内
の市町村警察長との關係が、單に緊密
に連絡するといふだけではなくして、
この法案によりまして、國家地
方警察が自治警察に對して著しく優
位の關係に立つて、地方の負擔におい
て全體が一體をなすやうに組立てられ
ております。第四條によりまして、
國家公安委員會は警察通信施設、犯罪
鑑識施設、それから警察教養施設の維
持管理を掌ることになつており、これ
らのことは國家地方警察の専任事項と
なつております。この三つの組織はい
うまでもなく警察組織の中樞的施設で
ある。これを何人が握るかにによりまし
て、これが何人のために、何人に對し
て働くかといふことが決定するのであ

るやうに、訓練を義務付け
るようにこの法律の中でして頂きたい

響のために、最も必要としてゐるものであるということを我々はここに強

ないと思います。況んや犯罪捜査につきましても、或いは経費の問題につきましても、非常にこの點が關心を持たなければならぬところであります。

現在日本の實情から申しますと、二ヶ町村或いは二十五ヶ町村を包含する郡の單位におきまして、一つの國家警

察制度を認むべきであると私は考へておるのであります。従つて人口五千、六千の町村は單獨の警察署とせず、これらは、つゆら郡の區域として、人口

三萬乃至五萬の郡の區域として國家警察制度を確立すべきものであると考へ

第五、財政的措置であります。財政的問題につきましては、朝來數氏の

方によつて論及されておられますが、警察制度のその使命を遺憾なく達成せしめるには、この財政的基礎が確立して

おらなければならぬのであります。人口五千、六千の貧弱な町村に、貧弱な豫算において、警察が決して健全な

活動はできないのであります。故に私は警察の經費に限つては、地方と中央とを問はず、國家警察と自治警察と

を問はず、すべてこれは國費とすべきものと思ひます。若しも國費が現在國情からどうしても不可能な場合に

きましては、相當多額の國庫補助に於
たなければならぬと思います。こゝ
理由を敎えて發明するまでもありま

んが、例を以て示しますならば、先
私の縣にありましたごとく、一人の

米數俵を要した事實があります。か
うなことは到底小さな五千や六千の

え得られない負擔であります。

それと同時に警察官の待遇問題で

一五

りますが、前委員の御意見にありまして、閣下とか或いはブローカーと結託したというようなことがありますが、そういうものではないといたしましても、とにかく現在警察官の待遇というものは、非常に薄給であります。ためにいろいろな疑惑の目を以て國民から見られることは事實であります。故に警察官の待遇は、その一家を支うべき待遇が與えられなければならないと思ひます。而して今度の警察制度の改正によりまして、警察官に任用すべき資格條件は、少くとも新制高等學校以上の卒業生でなければならぬと思ひます。とかく知識程度が低いと國民を指導する價値に乏しいからであります。

第六、國家警察と都市警察との連繫並びに總務警察の法文化であります。この問題につきましては端的に申しますと、兩者共に十分なる提携を持たなければ効果が現れないと同時に、總務の警察權發動につきましても、これを二十日以内に議會の承認を得ようといふことになつておりますが、この二十日以内に承認を得ようといふことは、極めて議會を召集しなければならぬ、よな面倒なことがあらうと思ひます。故に私はどういふ事項どういふ事項と或る程度の枠を示して、前以て議會の協賛を経て置く必要があり、これがためにこれを法文化して置く必要があると思ひます。

第七、管區の問題であります。現在この法案の内容を見ますと、日本を六警察管區に分つております。併しながら私は中部地方の例を以て今示しますと、岐阜縣、三重縣、愛知縣のごとき東海地方が北陸並びに京阪地區と

同じ警察管區にあるといふことは、非常には各種の場面に不利であります。故に名古屋警察管區及び、金澤、つまり北陸警察管區を新設されまして、京阪地區を獨立し、ここに京阪地區と東海地區、北陸地區の三つの獨立を要請したいと存するのであります。次に中國四國であります。これは瀬戸内海を隔てて、地理的におきまして、非常に困難であります。からして、香川、愛媛、高知、徳島の四國四縣は獨立したいわけの四國警察管區とせなければならぬと存じます。

以上私の意見を申し上げました次第であります。失禮いたしました。
○理事(中井光次君) 次に新宿區議會議長中泉庸之助君にお願いいたします。
○公進人(中泉庸之助君) 私は本法案を十分研究しておりません。殊に専門家でありませんがために、専門的知識に缺けておりますので、十分意見として發表し得ることができないかも知れないと思ひますが、結論から申しますならば、本法案の一日も早く通過されることを希望する者であります。いわゆる賛成の意をここに表明する者であるのであります。何となれば、申上げるまでもなく現在の民主政治を行わんといたしましても、或いは警察の民主化を圖らんといたしましても、從來のような、今日までのような警察が獨立して、この警察が、いわゆるボス云々といふことが皆様の口から出ておりますが、ボスのこの力を警察の力によつて應援をし、警察の力によつてこれを助長せしめるような形が相當にあるのであります。従いまして我々共は今日のこの民主化せんとする

ところの政治面における、警察面におけるものが、即ち今日の自治警察が存置されることに双手を擧げるものであります。

尙申上げたいことは、特に參議院の本委員の方々にお願いを申上げたことは、第四節に特別區に關する特例が設けてあるのではありませんが、この特例が東京都において五十一條、五十二條が特に設けられるということが、甚だ私共は不可解に存するのであります。何故かと申しますと、我々東京都下二十三區の區には少くとも十萬有餘の人口、多くは四十萬以上の人口を擁してあるのではありませんか、これが五千人を單位にしたところの警察を設置する法案の上から見ましても、甚だ矛盾著の嫌いがあるのではなからうかと、かように存するのであります。そこで私は第四節の第五十三條にある、「前二條に規定するものの外」といふことを削除いたしまして、そうして特別區に存する區域における自治體警察については、特別區の存する區域を以て一つの市とみなし、市町村警察に關する規定を準用するといふことに是非共同努力をお願いしたいと思ひます。而して前の五十一條、五十二條を削除して頂いて、そうして區に獨立したところの警察を存置して頂きたい、かようにお願いしたい、次第であります。

次に公安委員の問題であります。公安委員は先程加藤さんからお話がありましたように自治體警察にも五名の公安委員を設置することに御努力を願わしたいと存するのであります。いふ／＼と申上げたこともありますが、それだけでも、極く私は簡単に私共

二十三區の考えております、私共二十三區の區會で、そうしてお互いが相集つて研究し、そうして協議をいたした事柄について、極く簡單であります。が、この自治面においての痛切なる聲をよくお聴き下さいまして、是非共參議院の議員の方々に特段と御助力を煩わしくお願いを申して私の意見を代えた次第であります。

○理事(中井光次君) 次に中央區會議長中條勇次君、

○公進人(中條勇次君) 私は前辯士と同市の者であります。が、大體東京都における特別區の希望を申し上げたいと思ひます。五月我々は改選以來區長といひまして、又自治區といひまして、特別區といひまして二十三區連合いたしまして自治體補充委員會といふものを作りました。又今回警察制度確立委員會というものを作つて、その委員長としてやつておりますが、ために、重複する點があるやも分りませんが、どうぞお聴き流しをお願いいたします。

今回警察制度改革法案は、地方自治の原則に則りまして警察權の地方分限を企圖して基本的人權が確立され、從來の中央集權的國家警察の弊を一掃し、正に民主日本に相應する靈動的警察制度の出現を確立するものであります。原則的には自治行政に従う私共といたしまして欣快に堪えないのであります。

然るにこの法案中、市及び五千人以上の人口を有する市街の町村には、自治體公安委員會並びに自治體警察を設けることが規定されておるにも拘らず、獨り東京都のみにおいては、新憲法下の地方自治法により完全なる自治

體として、その獨立性を認證される東京都特別區、これは地方自治法二百八十一條にありますが、の自主權と獨立性を全く無視して、本法案の根本的精神即ち地方分權を没却したるがごとき結果を生じおるは誠に遺憾とするのであります。

そも／＼東京都特別區は、都市性において、文化性において、或いはその稅力において、優に多縣を凌ぐ大都市の形態を持つております。人口の點におきましても、各區の現狀は、小は十萬、大は四十萬に達して、密に人口においては百萬を突破する大區もあります。加えまして法的に完全自治體としての獨立性を備えたものであります。本法案の示す標準人口の數十倍の内容を持つ二十三區が自らの獨立せる一ヶの公安委員會を持つこと能はず、山間の一町村にも劣る待遇を受けるこの制度は現實において大きな誤謬と將來への問題を有するものであります。東京都二十三區特別區の新憲法に基く地方自治體の自主權を全く無視したるものであります。獨り東京都のみにおいてこの自主權を放棄すること、今回の法案の立案精神と逆行すること、是は甚しき中央集權的であり、私共誠に奇怪とするところであり、私共聲明なる參議院諸公の深甚なる御配慮を冀求する次第であります。

尙本法案第五十一條乃至第五十三條によれば、東京都においては國家地方警察の公安委員會の委員の任命は都知事が行うとされております。かかる二重の權力を同一人に兼ねることは全國にその比を見ず、東京都知事は國家地方警察、自治體警察を把握したる獨裁的一大權力者となるのであります。

○理事(中井光次君) 委員長、事務中より選拔しました公進人であり、本法五十四條乃至五十九條或いは又六

あります。が、恐らく第二十二條のごと

まずと、岐阜縣、三重縣、愛知縣のごとき東海地方が北陸並びに京阪地區とが相當にあるのであります。従いまし
て我々共は今日のこの民主化せんとす
いろ／＼と申上げたいこともありま
すけれども、極く私は簡単に私共
ず、獨り東京都のみにおいては、新憲
法下の地方自治法により完全なる自治
方警察、自治體警察を把握したる獨裁
的一大權力者となるのであります。

（理事中井光次君退席、委員長着席）
本法案の根本思想である權力分散の
目的に全く相反する結果を生ずるもの
と論断せざるを得ないのであります。

ミイラ取りがミイラになるの諺そのま
まの結果を招来せんとおられるのであ
ります。この點においても參議院諸公
の賢明なる御修正を強く希望する所以
であります。

また一面曾ての東京府、市、議會が
警察廳との關係におきまして特に幾多
の反省すべき問題を知るものは、再び
この大きなボスの制度の復活出現に對
してその前途に對して深甚なる憂慮を
拂う者であります。この法案によりこ
の機會に改革されれば、いつの日こ
の禍根が絶たれるかを考え、特別區二
十三區警察行政を都知事任命の三名の
委員に掌握せしむるか、二十三區六十
九名即ち一區三名、六十九名の委員に
分擔して運営せしめるか、いずれが四
百萬特別區の幸福であり民主的なるか
は私共の論断を俟たずして明白なもの
があると思ひます。權力分散の目的に
合致する東京特別區の正しき主張を
御理解されて御検討の上次のごとく御
修正あらんことを二十三區を代表して
切望する次第であります。

即ち第四十條冒頭の「市」の下に括弧
書きを以て（東京都の特別區を含む）と
の項目を挿入され、且つ第四節「特別
區に關する特例」を全面的に削除し、
仍つて以て都下二十三區を一つの區
に對し公安委員會の設置の途を拓かれ
まして、新憲法下眞に民主化されたる
警察制度現出のため特段の御努力をお
願ひして置く次第であります。

○委員長（吉川末次郎君） 次に一般應
答

警察中より選拔しました公選人であり
ます吉瀬寛君を指名いたします。吉瀬
君の職業は鹿児島縣若川町長でありま
す。

○公選人（吉瀬寛君） 私のこれから申
述べたいと存じますことは、すでに
朝來各公選人の方々の様々御披露にな
りました點と重複いたします。嫌ひもご
ざいますので、私はここで大體みに
要點だけを述べたいと存じます。

本法案は敗戦後の日本に許されまし
た唯一有力の社會治安確保のための制
度を規定するものであるといふことを
考えますと、私共は本法の制定の根本
趣旨には賛成いたしますが、尙具體
的運営に當りまして數個の疑念危惧を
懷かざるを得ないのであります。

先ず本法案を通過いたしましたるに、
第一に申上げたことは、國家警察並
びに自治體警察のこの兩警察官の調整
連絡という問題でございまして。單に人
口の多少を以て分離せられましていた
ゆる市街の町村及びその他の町村が全
く別個の立場に立つ組織を持たねばな
らんといふことは、言ひ換へますれば
國家警察と自治體警察のこの二つの連
つた組織の間の調整連絡と申しまする
か、或いは指揮系統を申しまするか、
非常事態に對處する場合における總理
大臣の非常措置については本法にす
て擧げておるのであります。特に他
の一般行政面におきまして事務處理と
異なりまして、警察活動のごとく地域
的にも相當廣範圍に亘つて緊密なる連
絡提携がなければ遂行できないといふ
場合には、果してこの程度において警
察活動が十分に發揮されますかどうか
といふ點でございまして。特に一朝非常
の事態が発生した場合におきまして、

本法五十四條乃至五十九條或いは又六
十二條乃至六十六條の規定によりまし
る程度を以てして、果して完全にその目
的を達し得るかどうかといふ點に疑
念、危惧が存するのでございまして。

第二に申上げたことは、本法に規
定されておりますところの人員の問題
でございまして。國家警察並びに自治體
警察の人員が十二萬五千を押えられて
おりますが、これは現在國內の治
安、或いは各種の社會情勢、更に又國
及び地方公共團體の經濟狀態等を脱み
合せ定められた數字であります。かど
うか。若し然りとすれば今後前述いた
しましたやうな各種の條件、情勢の變
化等に應じまして果して定員を増減し
得るものでありましようか。私共が今
日の國內情勢又は國際情勢等から、將
來起り得る情勢を想定いたしました考
えまます場合に、この點につきまし
て、本法の定めるところを以てのみ考
えまますならば、多少の危惧の念を禁
じ得ないのでございまして。先程來議々
御説明がございましたやうに、例えて
申しますならば、人口五千の町村と
申しますならば恐らく配置されます
る警察吏員は十名にも足りない。或い
はその半數ぐらゐにしか及ばないの
ではないかと申すのであります。こ
れらの少人数を以てして、最近特に著
しく激増して參つております各種の
犯罪の取締り、或いは公安の確保がで
き得るかどうかと考えざるを得ないの
であります。

第三に經費の問題であります。これ
も亦種々述べられました問題でござい
ますので簡単に申上げたいと思ひま
するが、本法案によりますれば、國家
地方警察につきましては、國庫負擔で

あります。地方自治體のそれにつき
ましては地方公共團體の負擔となつて
いるのであります。但し暫定的に地方
財政の確立を見るまでは國庫補助とい
ふことになつております。今日御承知
の通り地方末端の公共自治團體にお
きましては、財政の窮乏の危機に立つて
いる實情でございまして、特に經費の
點で最も多額を占める人員費につきま
して、果して地方公共自治團體が將來
十分なる負擔に堪へ得るであらうかど
うかと考えるものであります。すでに
今日におきまして、地方分權の趣旨
に基いて行われました各種の制度改
に伴う莫大なる負擔を擔わされてお
りまして、恐らくこの市町村におかれ
ましては御同様かと存するのでありま
するが、國家補助即ち地方分與税等の
名目を以て支給されます額が、全經
費の半分乃至それ以上を占めておる實
情でございまして。かような實例から考
えまして、將來地方財政の確立の後に
は、國庫の補助がなくなるというこ
を考へますれば、果してさやうな場合
におきまして、貧弱なる市町村の財政
を以てこの新しい警察制度が完全に
運用できるか否かといふことが考えら
れるのであります。特にそれらの條件
に制約せられまして、警察吏員の減員
というやうな事態が起らざるを得ない
場合などを考慮いたしますれば、將來
におきまして國庫補助は絕對に必要
であると信ずるのであります。

第四に公安委員會の問題でございま
するが、この委員の任命或いは人選等
の問題につきましては、國家公安委員會
の場合におきましては、いはゆる責任
指導者制等を考えられますが、都道府
縣乃至市町村公安委員會の場合にお

ましては、恐らく第二十二條のごと
き、かような制約の下におきまして
は、殆んど眞の意味における適任者の
選定は甚だ困難ではないかと思ひので
あります。特に官公廳の公務員の前歴
に對しましては、すでに皆様方からも
御説明のありました通り、眞の人材を
選ぶといふ意味から、もつとこの枠
を、條件を緩和する必要があると存じ
ます。特に今日の我が國の國民一般の
民度から推して考えますれば、人口五
千乃至一萬二萬程度の小町村にありま
しては、いわゆる土地の政治的ボスの
跳梁する虞れが多分にあると存じま
す。さやうなことになるれば、折
角の警察制度の改善が却つて改惡にな
る虞れがあるのではないかと存するの
であります。又公安委員會の運営の點
におきまして、本法案にありまする
通り、合議制のごとき形式を採ること
になりますならば、いわゆるこの運営
管理に示されてありますやうな警察活
動は、極めて特殊な識見と技術、或いは
又緊急處理を必要とするやうな事案の
多いことを勘案いたしますれば、この運
營管理の點におきましては、十分に考
慮いたしまして、警察長の責任におき
まして、迅速機敏に而も時宜に適した
緊急處理をすることが警察活動の全き
運用を來す所以ではないかと考えるの
であります。尙この公安委員會の委員
は、しばしば指擧された通りでござい
ますが、いわゆる委員のボス化を防
止するために、第二十四條の各項に該
當することがなければ、本人の意思に反
して罷免されることがないことになつ
ておるのであります。これ亦警察長
の場合と同様に、一定の事由によつ
て罷免できるというやうに枠を擴げる

御論議として一應御尤ものように伺われ
ますが、又一面これを移して、ここ

警察の仕事の上から考えまして俄かに

御論議として一應御尤ものように伺わ
れますが、又一面これを移して、ここ

警察の仕事の上から考えまして俄かに賛成できないのであります。

○警員長(吉川末次郎君) 戸倉さん会の問題についての御意見は……。

○公述人(戸倉嘉市君) 私もやはり成るほど制度というものはそれは大事でありまするが、結局制度は制度だけであつて、これを運用する人が良くなかつた場合は何にもならない。併しなから制度としましても、やはり無視もできない。人に並んで制度も良くなければならない。この首都の警察というものは、やはり社会的に見ましても、ロンドン、ワシントン、大體において大都市といふものは、やはり特別なる機能を簡単に直裁に運営するといふ方法のこと、國家警察の傾向をもつた方が治安の維持、住民の生命、財

あると私は思つております。従つて幸
いにこの法案が若し變更し得るもので
ありましたならば、いろ／＼それはま
りましてよろけれども、恐らくこの法案
というものはいわけゆる或る意味の翻案
でありましてよから、まあそうなつて
おる。法案通りとして、この法案通
でも尚且つその機能は不十分であるも
したならば、やはりこの法案通りで、
東京都の各區の特別警察といふもの
一つのものにするというより、法案
りの方がいいように思う。土屋さん
御意見は昨年来警察制度審議會にお
ても同じようなことを言つておるの
です。私もそれに共鳴して置いたが、
在でもその意見は變つていない。た
結局は私はこの實施ということが非
に影響が来る。實施する期日ぐら
變更できないでしようか。この法案
立後九十日と書いてあるが、少く

半年ぐらゐは置いて、その間に國民に警察教育を徹底する必要があると思ふ。今度の新警察法で民衆警察になるのだ、こういう組織によつてこうなるのだ、あなたの方の選挙なされた府縣知事や市町村長が一番大事な警察官を任命するようになるのだ、公安委員会はこういうものだ、本當に國民の間に徹底させた上でなければ私はこの法案はうまく運用できないと思ひます。でありますから、この五十八條、六十何條の條文の全部の變更がでないなら少くとも實施期間というものをここに九十日でなしに、せめて一年ぐらゐ延期して貰ひ、その間に國民に對する警察教育を徹底する。同時にやはり警察官の頭の切り替を十分して貰ふ。又公安委員の選任について非常に御心配になつておる。これも一面を考えればこれは御尤も、御尤もであります。現在國家の變革期である。變革期でありますから、非常に要望せられておるような前歴者というものはそれは昔の時代にあつては非常に偉い人間であつたかも知れないけれども、現在の時代において新しい法律を施行するには、或いはそれは本當に不適任であるかも知れない。こういう點があるかも知れないと思ふのであります。であるから何も前歴のある者を採らなくてはならないということはない。何も無位無官の人でも本當に時代感覺のある人を見出すべきだと思ふ。そうしてこの法案を本當に運用する必要があると思ふ。これが現在のこの警察法を本當によく活用して行く方法であると思ひます。何となしに公安委員の選任について非常に御心配になつておる。その御心配なさるそのものが、やはり將來

の考え方をして頂くということが非常に必要じゃないかと私は思ふ。それが私の意見です。

○委員長(吉川末次郎君) 今の法律の實施期限の問題について内務省の説明員から……

○公述人(戸倉嘉市君) ちよつと警察管區のことですが、あれはどうでしよう。高等檢察廳の管區になつて、若しできることならば……高等檢察廳の管區にすれば丁度いい變換に行くと思ふ。同時にさつきどなたか御意見の中に廳舎についての御心配があつたが、廳舎がどうもできない、豫算の關係上……そうならば尙更高等檢察廳といふものと關聯を持つて行けば、丁度緊密なる連絡を保たれる。管區部長と檢察廳長と公安委員は緊密なる連絡が取れておるのだから、今後は高等檢察廳の檢察長と管區本部長が緊密なる連絡を取られればいいということになるのでありますから、若しもこの點も變更し得るものであつたらば高等檢察廳の管區に變更できたらと思ひます。

○委員長(吉川末次郎君) 小倉公述人。

○公述人(小倉康次君) 私の私見を言わして頂きますならば、先程土屋さんのお述べになりましたところと全く同意見であります。

○委員長(吉川末次郎君) 内務省の説明員、今の實施期限の問題について……

○説明員(上原誠一郎君) 實施期限の問題は修正は無理だと思ひます。それだけ申上げて置きます。

○委員長(吉川末次郎君) 他に御質疑がなければ、本公議會はこれを以て散會することといたします。

午後三時四十八分散會
出席者は左の通り。

委員長 吉川末次郎君

理事 中井 光次君
鈴木 直人君

委員 羽生 三七君
村尾 重雄君
奥 主一郎君
大隅 憲二君
草葉 隆圓君
黒川 武雄君
岡田喜久治君
鬼丸 義賢君
青山 正一君
岡本 愛祐君
岡元 義人君
小野 哲君
柏木 康治君
駒井 藤平君
阿竹賢次郎君

公述人

東京都知事 安井誠一郎君

東京辯護士會長 戸倉 嘉市君

東京大學教授 田中 二郎君

經濟復興會議幹事 三田村四郎君

大阪市長 近藤 博夫君

名古屋市長 木村 清司君

前群馬縣知事 土屋 正三君

川崎市長 金刺不二太郎君

東京都市政調査會理事 小倉 康次君

立川警察署長 柏田新兵衛君

岐阜農林專門學校教官 加藤 信幸君

新宿區議會議長 中原勝之助君

鹿兒島縣 岩川町長 吉瀬 寛君

辯護士 守屋 典郎君
中央區議會議長 中條 勇次君
説明員 内務事務官 上原誠一郎君